

【令和6年3月】



# 令和5年度 障害福祉サービス事業者等集団指導 (全サービス共通編)

倉敷市保健福祉局

指導監査課

社会福祉部障がい福祉課事業所指導室

# 目次

## ● 共通事項

○ 人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等	1
○ 指導及び監査の実施方法	2
○ 報酬請求指導の方法	4
○ 行政上の措置	5
○ 事業廃止時の留意事項	6
○ 業務管理体制の整備	7
○ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（サビ児管）	8
○ 送迎にかかる事故防止	11
○ アルコール検知器を用いた酒気帯び確認	12
○ 事故報告の提出	15
○ 利用者の安全確保	19
○ 災害時情報共有システム	23
○ 医行為の範囲	24
○ ハラスメント対策	29
● 令和5年度末で経過措置が終了する事項	30
● 令和6年度障害福祉サービス等における横断的な改定事項（主なもの）	40

# 人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により障害者自立支援法、児童福祉法等が改正され、従来国の省令で定めることとしていた指定基準等を条例で定めることとされたため、本市基準条例等を制定するもの

## 制定する条例及び関係規則

- ・ 倉敷市障害福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月19日条例第54号）
- ・ 倉敷市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める規則（平成25年3月26日規則第34号）
- ・ 倉敷市障害者支援施設の運営に関する基準を定める規則（平成25年3月26日規則第35号）
- ・ 倉敷市指定障害福祉サービスの事業等の人員及び運営に関する基準を定める規則（平成25年3月26日規則第36号）
- ・ 倉敷市地域活動支援センターの運営に関する基準を定める規則（平成25年3月26日規則第37号）
- ・ 倉敷市福祉ホームの運営に関する基準を定める規則（平成25年3月26日規則第38号）
- ・ 倉敷市指定障害者支援施設等の人員及び運営に関する基準を定める規則（平成25年3月26日規則第39号）
- ・ 倉敷市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年6月26日条例第30号）
- ・ 倉敷市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員及び運営に関する基準を定める規則（令和元年6月26日規則第57号）

# 指導及び監査の実施方法①

## 集団指導

倉敷市内の障害福祉サービス事業者に対しては、倉敷市が原則として、毎年度1回一定の場所に対象事業者を招集し、講習会方式により指導を行います。

## 運営指導

※原則3年に1回の実施

障害福祉サービス事業者等の所在地において、各種書類・帳簿の確認、ヒアリングを行うことにより実施します。（一部のサービスについては、市役所内において実施することがあります。）

### ○ 指導内容

障害福祉サービス事業者のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とし、人員、設備、運営及び自立支援給付費請求について指導します。（必要に応じて過誤調整）

### ○ 事前に提出を求める書類等

- ・ 事前提出資料（指導監査課ホームページに掲載）
- ・ 自己点検表、運営規程、重要事項説明書、施設平面図、パンフレット など

### ○ 指導の結果

改善を要する事項は、後日文書で通知します。

文書で指摘した事項については改善報告書の提出を求めます。

# 指導及び監査の実施方法②

## 監 査

監査は、入手した各種情報により人員、設備及び運営基準等の指定基準違反や不正請求、利用者への虐待等が疑われるとき、その確認及び行政上の措置が必要であると認める場合に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第2章第2節第5款又は児童福祉法第2章第2節第2款の規定に基づき実施します。

各種情報とは、

- ① 通報・苦情・相談等に基づく情報
- ② 国民健康保険団体連合会、運営適正化委員会等へ寄せられる苦情
- ③ 自立支援給付等の請求データ分析により特異傾向を示す事業者情報
- ④ 運営指導において確認した情報

**原則として、無通告（当日に通知）で立ち入り検査を実施するなど、より実効性のある方法で行っています。**

# 報酬請求指導の方法

- 指導担当者が、加算等体制の届出状況並びに自立支援給付（基本単位及び各種加算）の請求状況について、関係資料により確認を行います。報酬基準に適合しない取扱い等が認められた場合には、加算等の基本的な考え方や報酬基準に定められた算定要件の説明等を行い、適切なサービスの実施となるよう指導するとともに、過去の請求について自己点検の上、不適切な請求となっている部分については過誤調整として返還を指導します。

## 過誤調整の返還指導（※監査における不正請求は、給付決定市町村より返還命令）

- 運営指導等において、過誤調整が必要と思われる場合は、原則として次のとおり取り扱います。
  - ① 障害福祉サービス提供の記録が全くない場合は、サービス提供の挙証責任が果たせていないため返還を指導します。
  - ② 基準省令及び告示に明記されている基準・加算要件等を満たしていない場合は返還を指導します。
  - ③ 厚生労働省が発出した各種通知類（解釈通知、留意事項通知、Q & A）の内容が遵守されていない場合は是正を指導します。

# 行政上の措置

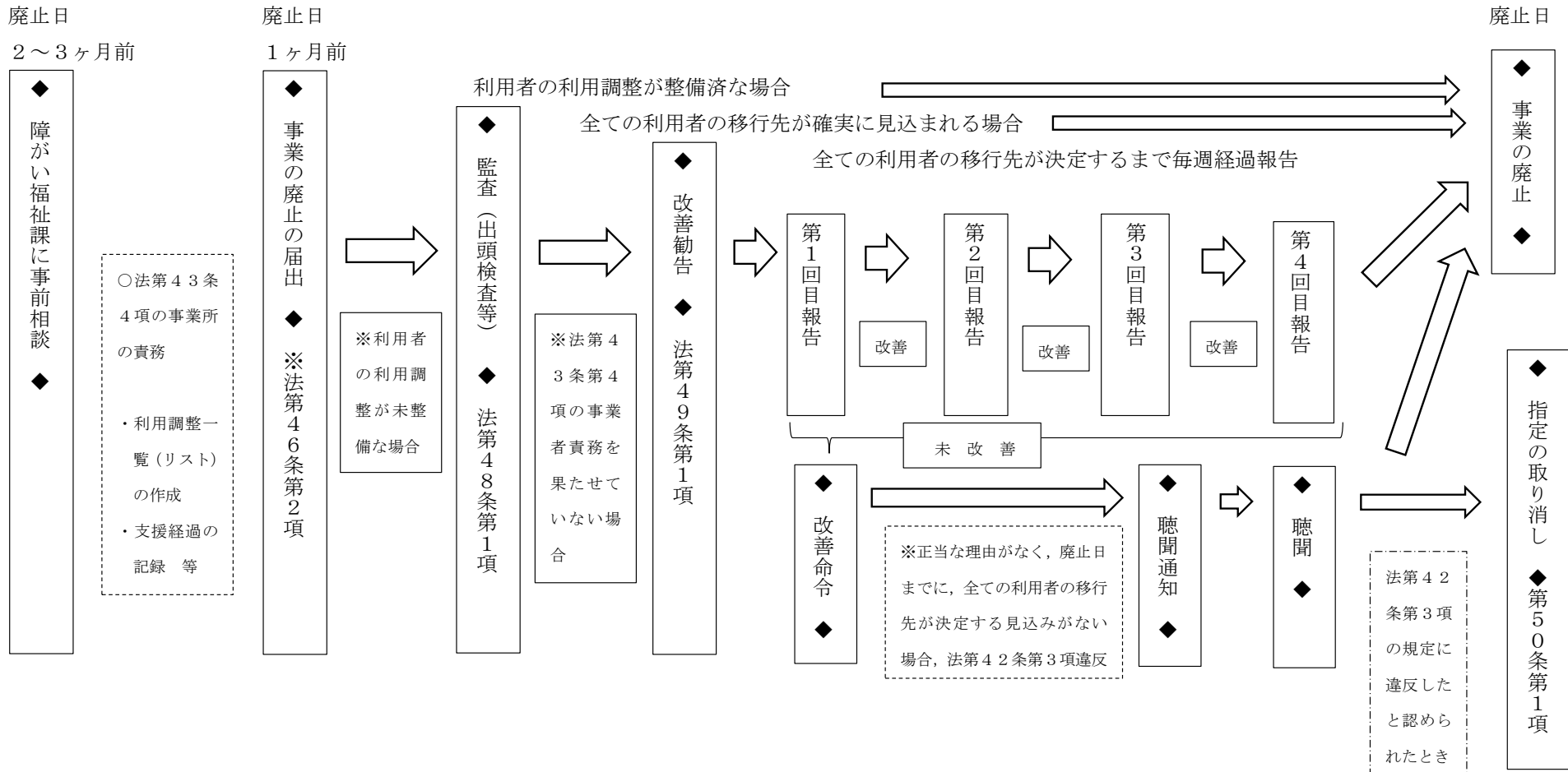
監査の結果、次のような行政上の処分を行う場合があります。

区分	行政上の措置の内容	事業者名の公表等
勧告	事業者に期限を定めて文書により基準を遵守すべきことを勧告する。	事業者が勧告に従わない場合はその旨を公表できる。
命令	事業者が正当な理由なく上記の勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて勧告に係る措置をとるべきことを命令する。	事業者に命令をした場合は告示しなければならない。
指定の効力の停止	次に該当する場合、指定を取り消し、又は期間を定めて指定の効力の全部若しくは一部を停止する。	
指定の取消し	<ul style="list-style-type: none"><li>・介護給付費等の請求に関し不正があったとき</li><li>・障がい者の人格尊重義務に違反したとき（虐待等）</li><li>・不正の手段により指定を受けたとき</li><li>・監査にあたり虚偽の報告をしたとき</li><li>・運営基準に従って適正な運営をすることができなくなったとき など</li></ul>	指定を取り消した場合は告示しなければならない。

※ 処分が行われた場合は、不正に得た給付費の返還に**40%の加算金**が課せられます。

# 事業廃止時の留意事項

- 指定障害福祉サービス事業者については、事業廃止（休止も含む。以下同じ。）の際、**事業の廃止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない**ことが、障害者総合支援法第43条第4項、児童福祉法21条の5の19第4項等に事業者の責務として規定されています。



- 事業廃止を検討している事業者は、**事前に障がい福祉課に相談のうえ、利用者の移行先の調整を行い**、廃止の日の一か月前までに、利用者の移行先リスト等を添付して廃止の届をしてください。利用者の利用調整が未整備な場合には、法第43条第4項の規定に基づく事業者責務を果たしていないこととなるので、勧告・命令・指定取消といった措置をとることとなります。



# 業務管理体制の整備

平成24年4月1日から、障害福祉サービス事業者等には不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正化を図るための業務管理体制の整備とその届出が義務付けられました。

業務管理体制は、事業者自身の自己責任原則に基づく内部管理を前提としたものであり、市が事業者に代わり、指定等取消事案などの不正行為の未然防止を図るものではありません。事業者自らが体制を整備し、コンプライアンス向上に取り組んでいただく必要があります。

## ○ 障害福祉サービス事業者等が整備すべき業務管理体制

- ① 事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者の設置
- ② 法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した「法令遵守規程」の整備（事業所数が20以上の法人のみ）
- ③ 外部監査などによる「業務執行の状況の監査」が行われていること（事業所数が100以上の法人のみ）

## ○ 届出事項（変更の際にも届け出が必要です）

- ① 事業者の名称
- ② 主たる事務所の所在地
- ③ 代表者の氏名、生年月日、住所、職名
- ④ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
- ⑤ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（事業所数20以上）
- ⑥ 業務執行の状況の監査の方法の概要（事業所数100以上）

## ○ 届出書の提出先

① 事業所等が複数の都道府県にある事業者	厚生労働省
② 事業所等が岡山県内のみにある事業者（③④を除く）	岡山県
③ 事業所等が岡山市内のみにある事業者	岡山市
④ 事業所等が倉敷市内のみにある事業者	倉敷市

# サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者(サビ児管)

## (1) 実践研修の受講に必要な実務経験 (OJT)

改正前	改正後
<p>基礎研修終了後、実践研修受講までに「<b>2年以上</b>」の実務経験が必要。</p>	<p><b>改正前の内容を原則</b>とし、次の①から③までの要件を全て満たす場合は、<b>例外的に「6か月以上」</b>の実務経験で受講可能。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 基礎研修受講時に既にサビ児管としての配置に必要な実務経験を満たしている。(相談支援又は直接支援3～8年)</li><li>② 事業所において個別支援計画作成の業務に従事している。<ul style="list-style-type: none"><li>・基礎研修修了者を2人目以降のサビ児管等として、個別支援計画の原案までの作成までの一連の業務を行っている。</li><li>・やむを得ない事由によりサビ児管とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務を行っている。</li></ul></li><li>③ ②の業務に従事することを市に届け出ている。</li></ol>

# サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者(サビ児管)

## (2) やむを得ない事由によりサビ児管が欠けた場合の措置

改正前	改正後
<p>やむを得ない事由によりサビ児管が欠如した場合、欠如した日から<b>1年間</b>、サビ児管としての配置に必要な実務経験（相談支援又は直接支援3～8年）を有する者をサビ児管とみなして配置が可能。</p>	<p><b>改正前の内容に加えて、次の①から③までの要件を全て満たす者</b>については、当該者が実践研修を修了するまでの間に限り、<b>最長で2年間</b>サビ児管としてみなし配置が可能。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① サビ児管としての配置に必要な実務経験（相談支援又は直接支援3～8年）を満たしている。【改正前と同じ】</li><li>② <b>サビ児管が欠如した時点で既に基礎研修を修了済</b>である。</li><li>③ <b>サビ児管が欠如する以前からサビ児管以外の職員として当該事業所に配置</b>されている。</li></ul>

### 「やむを得ない事由」

サビ児管が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ当該事業所にサビ児管を直ちに配置することが困難な場合。

●やむを得ない事由で、サビ児管をみなしで配置しようとする場合は、**障がい福祉課事業所指導室へ 9 事前に相談**してください。

# サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者(サビ児管)

## (3) サビ児管配置に関する留意事項

現在、サビ児管として配置されている方で、次の事項に該当する場合は、サビ児管として引き続き配置することができず、サビ児管が欠如することになります。

### ●平成31年3月31日以前のサビ児管研修修了者

令和5年度の更新研修を受講していない場合、サビ児管として引き続き配置することはできません。

更新研修を修了しなかった場合は、改めて実践研修の受講が必要です。

### ●令和元年度から令和3年度までにサビ児管の基礎研修を受講し、みなし配置の方

基礎研修受講後3年以内に実践研修を受講していない場合、サビ児管として引き続き配置することができません。

(例) 令和4年1月30日に基礎研修を修了した方は、令和7年1月29日までに実践研修を修了していない場合、令和7年1月30日からはサビ児管として配置できません。

# 送迎にかかる事故防止

- 令和3年、4年と保育所等の送迎バスで子どもが置き去りにされ、亡くなるという大変痛ましい事故が続けて発生しました。
- これらの事故を受け、車両による送迎に当たっての安全管理の徹底について通知が発出されています。送迎を実施している事業所においては、送迎時の利用者の安全管理について御留意いただくようお願いします。

- 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、令和5年4月1日から、次の2点が義務化されております。

- ①園児等の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合、園児等の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により園児の所在を確認すること。
- ②通園用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の園児等の見落としを防止する装置を装備し、当該装置を用いて、降車時の①の所在確認をすること。

【参考】令和4年10月13日付け厚生労働省事務連絡

「介護サービス事業所等及び障害福祉サービス事業所等における車両による送迎に当たっての安全管理の徹底について」

# アルコール検知器を用いた酒気帯び確認

- 一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の安全な運転に必要な業務を行わせるため、その使用の本拠（事業所等）ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として安全運転管理者の選任を行わなければなりません。
- 安全運転管理者の業務として **酒気帯びの有無の確認内容の記録・保存、アルコール検知器の常時有効保持**が位置づけられています。
- 道路交通法施行規則の一部改正により、令和5年12月1日から **アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認が義務化**されました。

令和4年  
4月1日施行

- ✓ **運転前後の運転者の状態を目視等で確認**することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること
- ✓ 酒気帯びの有無について記録し、**記録を1年間保存**すること

令和5年  
12月1日施行

- ✓ 運転者の酒気帯びの有無の確認を、**アルコール検知器を用いて行う**こと
- ✓ アルコール検知器を**常時有効に保持**すること

# 事業所の 取組強化!

## 飲酒運転根絶

令和5年12月からアルコール検知器を用いた酒気帯び確認が義務化されます



安全運転管理者は、下記の業務が義務化されます

令和4年  
4月1日施行

- 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。
- 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。

令和5年  
12月1日施行

- 運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと。
- アルコール検知器を常時有効に保持すること。



警察庁・都道府県警察



自動車を使用する事業所は **安全運転管理者の選任が必須** です!

安全運転管理者の  
**選任**

一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠(事業所等)ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として**安全運転管理者の選任**を行わなければなりません。  
 自動車の保有台数に応じて副安全運転管理者の選任が必要になります。  
 安全運転管理者・副安全運転管理者になるには一定の要件があります。

乗車定員が11人以上の自動車1台以上

または



その他の自動車5台以上  
※自動二輪車(原動機付自転車を除く)は1台を0.5台として計算

安全運転管理者の  
**業務**



安全運転管理者の  
**届出**

- 安全運転管理者等を選任した時は、その日から15日以内に事業所を管轄する警察署に必要な書類を提出してください。
- 安全運転管理者の制度に関するご不明点は、都道府県警察のホームページをご覧ください。どうか警察署へお問い合わせください。



令和5年  
12月より

安全運転管理者による  
アルコール検知器を用いた酒気帯び確認が  
**「義務化」**されます。

令和4年  
4月1日施行

- 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること
- 酒気帯びの有無について記録し、**記録を1年間保存**すること

令和5年  
12月1日施行

- 運転者の酒気帯びの有無の確認を、**アルコール検知器\***を用いて行うこと  
※呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器
- アルコール検知器を**常時有効に保持**すること



安全運転管理者の制度に関するご不明点は、都道府県警察のホームページをご覧ください。どうか警察署へお問い合わせください。

**Q1 運転者が運転する度に酒気帯びの有無を確認することが必要ですか？**

A1 安全運転管理者は、「運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者」について酒気帯びの有無を確認することとされています。ここでいう「運転」とは、一連の業務としての運転をいいます。

酒気帯びの有無の確認は、必ずしも個々の運転の直前又は直後にその都度行わなければならないものではなく、運転を含む業務の開始前や出勤時及び終了後や退勤時に行うことで足りる。

**Q2 直行直帰の場合にも安全運転管理者が対面で酒気帯びの有無を確認する必要がありますか？**

A2 酒気帯びの有無の確認の方法は対面が原則ですが、直行直帰の場合その他対面での確認が困難な場合にはこれに準ずる適宜の方法で実施すればよく、例えば、運転者に携帯型アルコール検知器を携帯させるなどした上で、

- ① カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する方法
- ② 携帯電話、業務無線その他の運転者と直接対話できる方法によって、安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる方法

等の対面による確認と同視できるような方法が含まれます。

**Q3 使用すべきアルコール検知器の性能は決まっていますか？**

A3 アルコール検知器については、呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器であれば足りることとされています。安全運転管理者は、アルコール検知器を常時有効に保持することとされていることからアルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、及び保守するとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければなりません。

**Q4 運転者が個人購入したアルコール検知器を安全運転管理者が使用してもよいのでしょうか？**

A4 酒気帯びの有無の確認に使用するアルコール検知器は、基本的には、自動車の使用者が購入すべきものであると考えられます。ただし、各事業所の個別の事情により、個人で購入したアルコール検知器を使用する必要がある場合には、安全運転管理者において、当該アルコール検知器が正常に作動し、故障がない状態であるかどうかの確認を定期的に行うなど、安全運転管理者が「常時有効に保持」するアルコール検知器と同等の管理が行われているものに限り、個人で購入したアルコール検知器を使用することは差し支えありません。

**Q5 出張により一時的に他の事業所で社用車を用いることとなりますが、出張先の事業所において酒気帯びの有無の確認をしてもらうことはできますか？**

A5 同一の自動車の使用者が他の自動車の使用の本拠において安全運転管理者を選任しており、当該他の自動車の使用の本拠となる事業所（以下「他の事業所」といいます。）において運転者が運転を開始し、又は終了する場合には、他の事業所の安全運転管理者の立会いの下、運転者に他の事業所の安全運転管理者が有効に保持するアルコール検知器を使用させ、測定結果を電話その他の運転者と直接対話できる方法で所属する事業所の安全運転管理者に報告させたときは、酒気帯びの有無の確認を行ったものとして取り扱うことができます。

**Q6 安全運転管理者以外の者が酒気帯びの有無の確認をすることは認められていますか？**

A6 安全運転管理者の不在時など安全運転管理者による確認が困難である場合には、安全運転管理者が、副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者（以下「補助者」といいます。）に、酒気帯びの有無の確認を行わせることは差し支えありません。運転者に対する酒気帯びの有無の確認は、業務委託であっても差し支えありませんが、例えば、運転者が酒気を帯びていることを補助者が確認した場合には、安全運転管理者へ速やかに報告し、必要な対応等について指示を受けたり、安全運転管理者自らが運転者に対して運転中止の指示を行ったりするなど、安全運転を確保するために必要な対応が確実にとられることが必要となります。

**Q7 酒気帯びの有無の確認をした場合に、どのような内容を記録すればよいですか？**

A7 以下の内容を記録し、及びその記録を1年間保存してください。

- (1) 確認者名
- (2) 運転者
- (3) 運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- (4) 確認の日時
- (5) 確認の方法（対面でない場合は具体的方法等）
- (6) 酒気帯びの有無
- (7) 指示事項
- (8) その他必要な事項



# 事故報告の提出

- 指定障害福祉サービス事業者等において、利用者に対する支援サービスの提供により事故が生じた場合は、速やかに利用者の家族及び関係行政機関に連絡し、必要な措置を講じるとともに、その事故が賠償すべき事故である場合には、速やかに損害賠償を行わなければなりません。
- あわせて、事故の程度が事故報告基準のいずれかに該当するときは、遅滞なく市に報告する必要があります。

## 事故報告基準

- ① 利用者に対する障がい福祉サービス等の提供により発生した事故により医療機関等への受診が必要となった事故
- ② 利用者に対する障がい福祉サービス等の提供中に救急通報を行った事故。なお、利用者の疾病によるものも含む
- ③ 利用者に対する障がい福祉サービス等の提供など業務遂行により発生し、若しくは請求された損害賠償事故
- ④ 食中毒及び感染症等で法令により保健所等へ通報が義務付けられている事由の事故及び利用者、職員等に広く感染する恐れのある症例、事故
- ⑤ その他市が報告を必要と認める事故

- 事故報告書1/2（様式1）は第1報として、事故発生後7日以内に倉敷市に提出ください。ファックス、Eメールでの報告も可能とします。
- 事故報告書2/2（様式2）は、経過報告及び再発防止への対応・改善策を記載し、事故発生後1ヶ月以内に倉敷市に提出ください。ただし、1ヶ月を経過しても事故が完結していないときは記入日現在の進捗状況等も記載してください。

障 第 8 3 7 5 号  
平成 2 6 年 2 月 1 0 日

倉敷市を事業実施区域とする  
障がい福祉サービス事業所 管理者 様

倉敷市長 伊 東 香 織  
(福祉部障がい福祉課扱い)

介護給付費・訓練等給付費等の障がい福祉サービス提供に係る事故報告について (通知)

このことについて、障害者総合支援法 (平成 1 7 年法第 1 2 3 号) 及び児童福祉法 (昭和 2 2 年法第 1 6 4 号) による倉敷市指定障害福祉サービスの事業等の人員及び運営に関する基準を定める規則 (平成 2 5 年 3 月 2 6 日規則第 3 6 号) 及び児童福祉法に基づき指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例 (平成二十四年十月五日岡山県条例第四十九号) 等関連法令により、事故等が発生した場合の市への報告についての様式を、別紙「障がい福祉サービスの提供に係る事故報告基準」のとおり修正しましたので通知します。

記

1 適用年月日 平成 2 6 年 2 月 1 0 日

2 市に報告すべき事故の範囲

(1) 倉敷市の障がい福祉サービス受給者に対し、サービス等を提供した時に生じた入・通院等の障がいを伴う事故、死亡事故、損害賠償事故及び保健所等へ通報が義務付けられた食中毒、感染症等。

(2) (1)以外に市から報告を求めた事故

**\* 過失のいかんを問わず、障害者総合支援法・児童福祉法に基づき利用者に対し福祉サービスを提供している間に生じた上記の事故が報告の対象となります。**

3 報告の方法

次のように第 1 報、第 2 報と、1 回の事故につき 2 回報告してください。

(1) 第 1 報の報告

事故発生後 7 日以内に、事故発生の概要について「(様式 1) 介護給付費・訓練等給付費の提供に係る事故報告書 1/2」をフアックス又は E メールで、倉敷市障がい福祉課又は各福祉事務所へ提出してください。

(2) 第 2 報の報告

事故発生後 1 ヶ月以内に、事故発生時の対応、今後事故を未然に防ぐための改善等について「(様式 2) 介護給付費・訓練等給付費の提供に係る事故報告書 2/2」を提出してください。

なお、事故発生後 1 ヶ月の時点では、当該事故が完結していない場合には、改善策等に合わせて、その時点での進捗状況や完結の見込なども改善策の欄に記載してください。

様式 1, 2 では、記入欄が不足する場合や資料があるときは、必要に応じて別紙に記載し添付してください。

(問い合わせ先) 倉敷市保健福祉局福祉部障がい福祉課

Tel: 086-426-3305 Fax: 086-421-4411

Mail: wlfdsb@city.kurashiki.okayama.jp

## 障がい福祉サービス提供に係る事故報告基準

平成26年 2月10日  
倉敷市役所福祉部障がい福祉課

### 1 市に報告すべき事故

倉敷市指定障害福祉サービスの事業等の人員及び運営に関する基準を定める規則（平成25年3月26日規則第36号）及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年十月五日岡山県条例第四十九号）等関連法令に基づき、指定がい福祉サービス事業者等において、利用者に対する支援サービスの提供により事故が生じた場合には、速やかに利用者の家族及び関係行政機関に連絡し、必要な措置を講じるとともに、その事故が賠償すべき事故である場合には、速やかに損害賠償を行わなければならないとします。

あわせて、事故の程度が次の各項のいずれかに該当するときは、遅滞なく市に報告する必要があります。

- (1) 利用者に対する障がい福祉サービス等の提供により発生した事故により医療機関等への受診が必要となった事故
- (2) 利用者に対する障がい福祉サービス等の提供中に救急通報を行った事故。なお、利用者の疾病によるものも含む
- (3) 利用者に対する障がい福祉サービス等の提供など業務遂行により発生し、若しくは請求された損害賠償事故
- (4) 食中毒及び感染症等で法令により保健所等へ通報が義務付けられている事由の事故及び利用者、職員等に広く感染する恐れのある症例、事故
- (5) その他市が報告を必要と認める事故

### 2 報告の期限

(1) 事故報告書 1/2（様式1）は第1報として、事故発生後7日以内に倉敷市に提出すること。フアックス、Eメールでの報告も可能とします。

(2) 事故報告書 2/2（様式2）は、経過報告及び再発防止への対応・改善策を記載し、事故発生後1ヶ月以内に倉敷市に提出すること。ただし、1ヶ月を経過しても事故が完結していないときは記入日現在の進捗状況等も記載のこと。

様式 1

(介護・訓練等給付費，地域生活支援事業) の

障がい福祉サービス提供に係る事故報告書 【1/2】

平成 年 月 日

倉敷市長 様

指定事業所番号

指定事業所所在地

名 称

管理者の

職・氏名

対象者受給者番号		保護者氏名	
対象者氏名		保護者連絡先	TEL ( )
対象者住所	〒		
	TEL ( )		
事故発生年月日 発生場所	(発生年月日，時間) 平成 年 月 日 午前・午後 時 分頃		
	(発生場所)		
○事故の概要（発生時の具体的状況）			
○事故発生時の対応・経過（管理者や医師への報告，受給者に対する処置，その後の経過などを具体的に）			
報告書作成者	職：	氏名：	TEL ( )

\* この様式は，倉敷市の受給者に対して障がい福祉サービスを提供した際に生じた事故について，事故発生後 7 日以内に倉敷市障がい福祉課または各福祉事務所へ提出してください。(Fax 可)

\* 様式 2「(介護・訓練等給付費，地域生活支援事業) 障がい福祉サービスの提供に係る事故報告書 2/2」については，詳細な過程及び再発防止への対応，改善策等を記載して 1 ヶ月以内に提出してください。

事業者→市役所

様式 2

(介護・訓練等給付費，地域生活支援事業) の

障がい福祉サービス提供に係る事故報告書 【2/2】

平成 年 月 日

倉敷市長 様

指定事業所番号

指定事業所所在地

名 称

管理者の

職・氏名

対象者受給者番号		対象者名	
事故発生	平成 年 月 日	午前・午後	時 分頃
○第 1 報後の対応・経過	報告先	報告・説明日時	
	医 師	/	:
	管理者	/	:
	担当指導員	/	:
	関係機関	/	:
		/	:
	本人説明	/	:
	家族説明	/	:
○再発防止に関する対応・改善策等（事故が起こった背景にあるもの，今後事故が起こらないようにするためにとった（又はとるべき）対策）			
損害賠償の有無	□有 (□完結 □継続 □交渉無)		□無
報告書作成者	職：	氏名：	TEL ( )

\* 記入欄が不足するときは必要に応じて別紙に記載し，資料があれば添付してください。

\* この様式は，様式 1 に引き続き，事故発生から 1 ヶ月以内に倉敷市障がい福祉課または各福祉事務所へ提出してください。

\* この報告書提出時に事故が完結していない場合は，改善策等の欄に現在の進捗状況及び事故完結見込等も合わせて記載してください。

事業者→市役所

# 利用者の安全確保

## 非常災害対策

障害福祉サービス事業所等は、利用者の安全を確保するために、火災や地震、風水害のほか、地域の特性等を考慮した自然災害に係る対策を含む「非常災害対策計画」の策定と定期的な避難等訓練の実施が必要です。

### ※「非常災害対策計画」

災害発生時における職員の役割分担や基本行動等について、施設が立地する地域の環境等を踏まえ、様々な災害を想定した上で、あらかじめ定めておくもの。

## 対象事業所

障害者支援施設、療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、福祉型（医療型）障害児入所施設、（医療型）児童発達支援（センター）、放課後等デイサービス

## 要配慮利用施設における避難確保計画

平成29年の「水防法の一部を改正する法律」の施行により、要配慮者利用施設の避難確保計画作成及び避難訓練の実施が義務となりました。対象となる施設は、市町村の地域防災計画に定められた、河川洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設で、倉敷市ホームページで確認できます。

避難確保計画の作成フォーマットを用意していますので、参考にしてください。このフォーマット以外を使用した場合も必要項目を満たしていれば避難確保計画として提出いただくことが可能です。

（要配慮利用施設、避難確保計画フォーマット <https://www.city.kurashiki.okayama.jp/36635.htm> ）



令和3年5月20日から

# 避難指示で必ず避難

避難勧告は廃止です

警戒レベル  
**4**

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
<b>5</b>	 <p>災害発生又は切迫</p> <p><b>緊急安全確保</b>※1</p>	<p>災害発生情報 (発生を確認したときに発令)</p>
<b>4</b>	 <p>災害のおそれ高い</p> <p><b>避難指示</b>※2</p>	<p>避難指示(緊急) 避難勧告</p>
<b>3</b>	 <p>災害のおそれあり</p> <p><b>高齢者等避難</b>※3</p>	<p>避難準備・ 高齢者等避難開始</p>
<b>2</b>	<p>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</p>	<p>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</p>
<b>1</b>	<p>早期注意情報 (気象庁)</p>	<p>早期注意情報 (気象庁)</p>

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。  
 ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。  
 ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じて普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはいけません!**

避難勧告は廃止されます。これからは、**警戒レベル4避難指示**で危険な場所から全員避難しましょう。

避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は、**警戒レベル3高齢者等避難**で危険な場所から避難しましょう。

内閣府(防災担当)・消防庁

「避難」って何すればいいの?  
 小中学校や公民館に行くことだけが避難ではありません。「避難」とは「難」を「避」けること。下の4つの行動があります。



**「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です**

- 1 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない(入っていると...)  
 流速が速いため、木造家屋は倒壊するおそれがあります  
 地面が削られ家屋は建物ごと崩落するおそれがあります
- 2 浸水深より居室は高い  
 3・4階: 5m~10m未満(3階床上浸水~4階軒下浸水)  
 3階: 3m~5m未満(2階床上~軒下浸水)  
 2階: 0.5m~3m未満(1階床上~軒下浸水)  
 1階: 0.5m未満(1階床下浸水)
- 3 水がひくまで我慢でき、水・食糧などの備えが十分(十分じゃないと...)  
 水、食糧、薬等の確保が困難になるほか、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれがあります

※1 家屋倒壊等氾濫想定区域や2 水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。  
 豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。

# 水防法・土砂災害防止法が改正されました

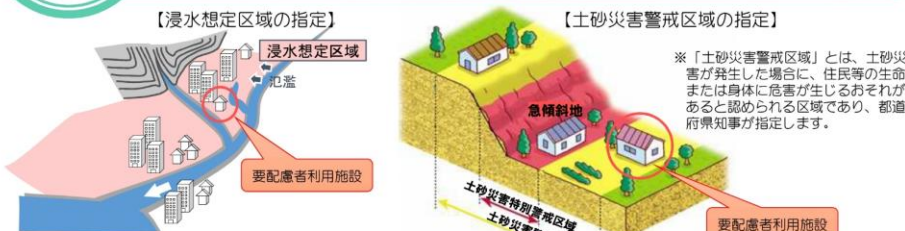
～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント!

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

**要配慮者利用施設**とは…

社会福祉施設、学校、医療施設  
その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

- |   |  |
|---|--|
| (社会福祉施設)<br>・老人福祉施設<br>・有料老人ホーム<br>・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設<br>・身体障害者社会参加支援施設<br>・障害者支援施設<br>・地域活動支援センター<br>・福祉ホーム<br>・障害福祉サービス事業の用に供する施設<br>・保護施設 | ・児童福祉施設<br>・障害児通所支援事業の用に供する施設<br>・児童自立生活援助事業の用に供する施設<br>・放課後児童健全育成事業の用に供する施設<br>・子育て短期支援事業の用に供する施設<br>・一時預かり事業の用に供する施設<br>・児童相談所<br>・母子・父子福祉施設<br>・母子健康包括支援センター等 |
| (学校)<br>・幼稚園<br>・小学校<br>・中学校<br>・義務教育学校<br>・高等学校<br>・中等教育学校   | ・特別支援学校<br>・高等専門学校<br>・専修学校(高等課程を置くもの)等  |
| (医療施設)<br>・病院<br>・診療所<br>・助産所等  |  |

※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

※国土交通省水管理・国土保全局のホームページに「避難確保計画の作成の手引き」を掲載していますので、計画作成の参考としてください。

## 1 避難確保計画の作成

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な次の事項を定めた計画です。
  - 防災体制
  - 避難誘導
  - 施設の整備
  - 防災教育及び訓練の実施
  - 自衛水防組織の業務 (※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合)
  - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

## 2 市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

➢ 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。  
➢ 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

## 3 避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、**多くの方々**が避難訓練に参加することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。

避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です!



## 問い合わせ先

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること  
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の指定に関すること  
洪水浸水想定区域についてはその河川を管理する河川事務所へ、土砂災害警戒区域等については都道府県へお問い合わせください。

法改正に関すること

水防法関係 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係 国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL : 03-5253-8111 (代表) URL : <http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/index.html>

ver4.2 (H29.6.19)



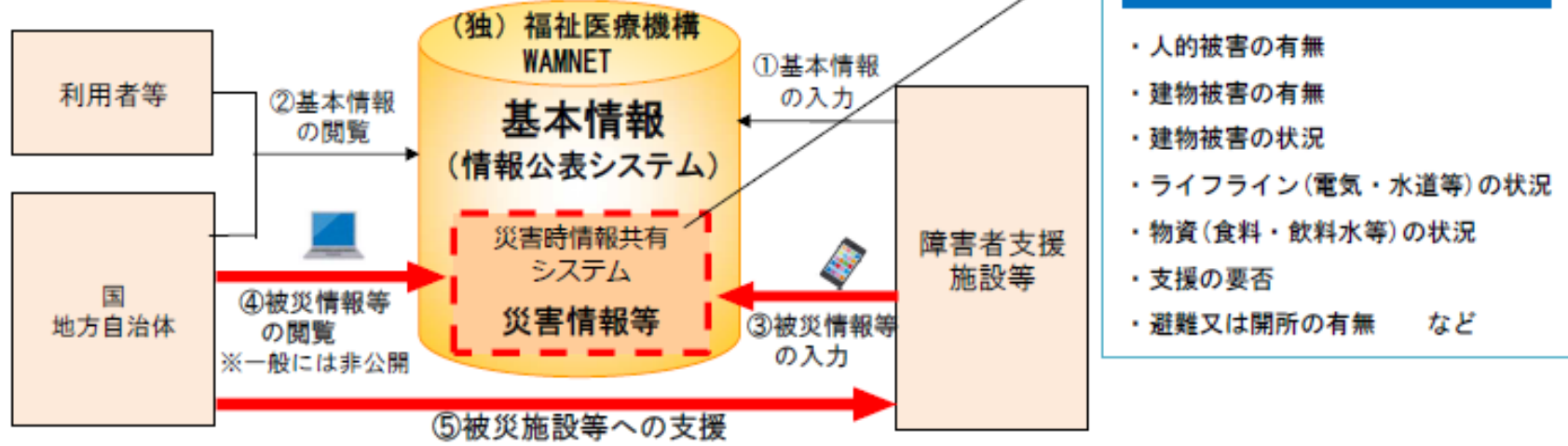
# 災害時情報共有システム

## 事業概要

災害発生時における障害者支援施設等の被害状況等を国・地方公共団体等が迅速に把握・共有し、被災施設等への迅速かつ適切な支援（停電施設への電源車の手配等）につなげることを目的として、令和3年度から「災害時情報共有システム」の運用を行っている。

## システムイメージ

→ 平時  
→ 災害時



## システムで取扱う主な災害情報

- ・ 人的被害の有無
- ・ 建物被害の有無
- ・ 建物被害の状況
- ・ ライフライン（電気・水道等）の状況
- ・ 物資（食料・飲料水等）の状況
- ・ 支援の要否
- ・ 避難又は開所の有無 など

災害の発生が想定される度に、災害時情報共有システムを通じて、各事業所宛てに、被災状況の報告を依頼するメールが送信されますので、メールに記載されている専用のURLから、災害時情報共有システムにアクセスし、被災状況を報告していただく流れとなります。

なお、災害時情報共有システムは、事業所情報公表システム（ワムネット）の基本情報と連携しているため、災害時情報共有システムを通じたメールについては、あらかじめ事業所側で事業所情報公表システム（ワムネット）に登録しているアドレス宛てに送信されます。

## システム化によるメリット

- ▶ 被災施設等への支援の迅速化  
※関係機関において施設のリアルタイムの災害情報が把握出来るため、迅速な支援が可能
- ▶ 自治体の事務負担軽減及び災害対応業務の重点化・効率化  
※従来自治体職員が行っていた被災施設の状況確認や国等への報告業務が省略され、優先度の高い業務への従事が可能

## 今後の課題

令和5年12月時点のシステムの登録率は、地方公共団体においては99.9%（1,788自治体のうち1,786自治体）、障害者支援施設等においては80.5%（165,317災害時情報共有施設のうち133,047施設）に留まっている。  
全ての自治体、施設が本システムに登録することで、初めて本システムの適切な活用が可能となりますので、引き続きご協力をお願いしたい。

事業所のメールアドレス等の基本情報の入力が未対応の事業所は、早急に対応ください。

# 医行為の範囲

令和4年12月1日付け厚生労働省医政局長通知

【医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（その2）】

- 医師、看護師等の免許を有さない者による医業は、医師法その他の関係法規によって禁止されています。
- 介護現場等において医行為であるか否かについて判断に疑義が生じることの多い行為であって原則として医行為でないと考えられるもの等については、これまで、「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（通知）」（平成17年7月26日付け医政発第0726005号厚生労働省医政局長通知）等において示されてきましたが、この度、この通知に記載のない行為のうち、介護現場で実施されることが多いと考えられる行為を中心に、医行為ではないと考えられる行為を整理した通知が発出されました。
- 医師、看護師等の医療に関する免許を有しない者が行うことが適切か否か判断する際や、ケアの提供体制について検討する際の参考としてください。



医政発 1201 第 4 号  
令和 4 年 12 月 1 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について  
(その 2)

医師、歯科医師、看護師等の免許を有さない者による医業（歯科医業を含む。以下同じ。）は、医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条その他の関係法規によって禁止されている。ここにいう「医業」とは、当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為（医行為）を、反復継続する意思をもって行うことであると解している。

ある行為が医行為であるか否かについては、個々の行為の態様に応じ個別具体的に判断する必要があるが、介護現場等において医行為であるか否かについて判断に疑義が生じることの多い行為であって原則として医行為でないと考えられるもの等については、これまでに、「医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について（通知）」（平成 17 年 7 月 26 日付け医政発第 0726005 号厚生労働省医政局長通知。以下「平成 17 年通知」という。）等においてお示してきたところである。

今般、規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、平成 17 年通知に記載のない行為のうち、介護現場で実施されることが多いと考えられる行為を中心に、医行為ではないと考えられる行為を整理し、周知した上で、介護職員がそれらの行為を安心して行えるよう、ケアの提供体制について本人、家族、介護職員、看護職員、主治医等が事前合意するプロセスを明らかにすることとされた。

これを踏まえ、医療機関以外の介護現場で実施されることが多いと考えられる行為であって、原則として医行為ではないと考えられるもの及び当該行為を介護職員が行うに当たっての患者や家族、医療従事者等との合意形成や協力に関する事項について別紙のとおり列挙したので、医師、看護師等の医療に関する免許を有しない者が行うことが適切か否か判断する際や、ケアの提供体制について検討する際の参考とされたい。

なお、本通知については、厚生労働省社会・援護局及び老健局と調整済みである。また、当然のこととして、医行為に該当しない行為についても、高齢者介護の現場等において安全に行われるべきものであり、また、行為の実施に当たっては、患者の状態を踏まえ、医師、歯科医師又は看護職員と連携することや、必要に応じてマニュアルの作成や医療従事者による研修を行うことが適当であることを申し添える。

(別紙)

(在宅介護等の介護現場におけるインスリンの投与の準備・片付け関係)

- 1 在宅介護等の介護現場におけるインスリン注射の実施に当たって、あらかじめ医師から指示されたタイムズグでの実施の声かけ、見守り、未使用の注射器等の患者への手渡し、使い終わった注射器の片付け（注射器の針を抜き、処分する行為を除く。）及び記録を行うこと。
- 2 在宅介護等の介護現場におけるインスリン注射の実施に当たって、患者が血糖測定及び血糖値の確認を行った後に、介護職員が、当該血糖値があらかじめ医師から指示されたインスリン注射を実施する血糖値の範囲と合致しているかを確認すること。
- 3 在宅介護等の介護現場におけるインスリン注射の実施に当たって、患者が準備したインスリン注射器の目盛りが、あらかじめ医師から指示されたインスリンの単位数と合っているかを読み取ること。  
(血糖測定関係)
- 4 患者への持続血糖測定器のセンサーの貼付や当該測定器の測定値の読み取りといった、血糖値の確認を行うこと。  
(経管栄養関係)
- 5 皮膚に発赤等がなく、身体へのテープの貼付に当たって専門的な管理を必要としない患者について、既に患者の身体に留置されている経鼻胃管栄養チューブを留めているテープが外れた場合や、汚染した場合に、あらかじめ明示された貼付位置に再度貼付を行うこと。
- 6 経管栄養の準備（栄養等を注入する行為を除く。）及び片付け（栄養等の注入を停止する行為を除く。）を行うこと。なお、以下の3点については医師又は看護職員が行うこと。
  - ① 鼻からの経管栄養の場合に、既に留置されている栄養チューブが胃に挿入されているかを確認すること。
  - ② 胃ろう・腸ろうによる経管栄養の場合に、び爛や肉芽など胃ろう・腸ろうの状態に問題がないことを確認すること。
  - ③ 胃・腸の内容物をチューブから注射器でひいて、性状と量から胃や腸の状態を確認し、注入内容と量を予定通りとするかどうかを判断すること。  
(喀痰吸引関係)
- 7 吸引器に溜まった汚水の廃棄や吸引器に入れる水の補充、吸引チューブ内を洗浄する目的で使用する水の補充を行うこと。  
(在宅酸素療法関係)
- 8 在宅酸素療法を実施しており、患者が援助を必要としている場合であって、患者が酸素マスクや経鼻カニューレを装着していない状況下における、あらかじめ医師から指示された酸素流量の設定、酸素を流入していない状況下における、酸素マスクや経鼻カニューレの装着等の準備や、酸素離脱後の片付けを行うこと。ただし、酸素吸入の開始（流入が開始している酸素マスクや経鼻カニューレの装着を含む。）や停止（吸入中の酸素マスクや経鼻カニューレの除去を含む。）は医師、看護職員又は患者本人が行うこと。
- 9 在宅酸素療法を実施するに当たって、酸素供給装置の加湿瓶の蒸留水を交換する、機器の拭き取りを行う等の機械の使用に係る環境の整備を行うこと。

- 10 在宅人工呼吸器を使用している患者の体位変換を行う場合に、医師又は看護職員の立会いの下で、人工呼吸器の位置の変更を行うこと。  
(膀胱留置カテーテル関係)
- 11 膀胱留置カテーテルの蓄尿バッグからの尿廃棄（DIBキャップの開閉を含む。）を行うこと。
- 12 膀胱留置カテーテルの蓄尿バッグの尿量及び尿の色の確認を行うこと。
- 13 膀胱留置カテーテル等に接続されているチューブを留めているチューブが外れた場合に、あらかじめ明示された貼付位置に再度貼付を行うこと。
- 14 専門的管理が必要無いことを医師又は看護職員が確認した場合のみ、膀胱留置カテーテルを挿入している患者の陰部洗浄を行うこと。  
(服薬等介助関係)
- 15 患者の状態が以下の3条件を満たしていることを医師、歯科医師又は看護職員が確認し、これらの免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができることを本人又は家族等に伝えている場合に、事前の本人又は家族等の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により患者ごとに区分し授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導・助言を遵守した医薬品の使用を介助すること。具体的には、水虫や爪白癬にり患した爪への軟膏又は外用液の塗布（褥瘡の処置を除く。）、吸入薬の吸入及び分包された液剤の内服を介助すること。
  - ① 患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること
  - ② 副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による継続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと
  - ③ 内用薬については誤嚥の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと
- 16 新生児以外の者であって入院治療の必要ないものに対して、動脈血酸素飽和度を測定するため、パルスオキシメーターを装着し、動脈血酸素飽和度を確認すること。
- 17 半自動血圧測定器（ポンプ式を含む。）を用いて血圧を測定すること。  
(食事介助関係)
- 18 食事（とろみ食を含む。）の介助を行うこと。  
(その他関係)
- 19 有床義歯（入れ歯）の着脱及び洗浄を行うこと。

注1 在宅酸素療法を実施するに当たって、酸素流入中の酸素マスクや経鼻カニューレがずれ、次のいずれかに該当する患者が一時的に酸素から離脱（流入量の減少を含む。）したことが見込まれる場合に、当該酸素マスクや経鼻カニューレを元の位置に戻すことも、原則として、医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要がないものと考えられる。

- ・ 肢体不自由等により、自力で酸素マスクや経鼻カニューレを戻すことが困難である患者
- ・ 睡眠中や意識がない状態で、自力で酸素マスクや経鼻カニューレを戻すことが困難である患者

注2 前記1から19まで及び注1に掲げる行為は、原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものでないと考えられるものであるが、病状が不安定であること等により専門的な管理が必要な場合には、医行為であるとされる場合もあり得る。このため、介護サービス事業者等はサービス担当者会議の開催時等に、必要に応じて、医師、歯科医師又は看護職員に対して、そうした専門的な管理が必要な状態であるかどうか確認することが考えられる。さらに、病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、医師、歯科医師又は看護職員に連絡を行う等の必要な措置を速やかに講じる必要がある。

また、前記1から4までに掲げる行為については、患者の血糖値や食事摂取量等が不安定でないことが必要である。

さらに、前記2、4、16及び17に掲げる行為によって測定された数値を基に投薬の要否など医学的な判断を行うことは医行為であり、事前に示された数値の範囲外の異常値が測定された場合には医師、歯科医師又は看護職員に報告すべきものである。

注3 前記1から19まで及び注1に掲げる行為は原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものではないと考えられるものであるが、その実施に当たっては、当然ながら患者本人や家族に対して分かりやすく、適切な説明を行うとともに、介護職員等の実施する行為について患者本人や家族が相談を行うことができる環境作りに努めることが望ましい。また、必要に応じて、注2のサービス担当者会議の開催時等に医師、歯科医師又は看護職員に相談する、必要に応じて書面等で指示を受ける、ケアの実施後に医師、歯科医師又は看護職員に報告を行う等して適切に連携することが望ましい。

注4 前記1から19まで及び注1に掲げる行為は原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものではないと考えられるものであるが、業として行う場合には実施者に対して一定の研究や訓練が行われることが望ましいことは当然であり、介護サービス等の場で就労する者の研修の必要性を否定するものではない。

また、介護サービスの事業者等は、事業遂行上、安全にこれらの行為が行われるよう監督することが求められる。

注5 今回の整理はあくまでも医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法等の解釈に関するものであり、事故が起きた場合の刑法、民法等の法律の規定による刑事上・民事上の責任は別途判断されるべきものである。

注6 前記1から19まで及び注1に掲げる行為について、看護職員による実施計画が立てられている場合は、具体的な手技や方法をその計画に基づいて行うとともに、その結果について報告、相談することにより密接な連携を図るべきである。前記15に掲げる服薬等の介助が福祉施設等において行われる場合には、看護職員によって実施されることが望ましく、また、その配置がある場合には、その指導の下で実施されるべきである。

# ハラスメント対策

- 労働関係法令においては、令和4年4月から、中小企業についてもハラスメント防止措置が義務化されました。
- 障害福祉サービス事業者等においても、令和3年4月から、運営基準で、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないことが追加されています。

## ① 方針の明確化及びその周知・啓発

- 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること

## ② 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業員に周知すること。

※上記のほか、顧客からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のため、事業主が雇用管理上の配慮を行うことが望ましい取組として、①相談に応じ、適切に対応するため必要な体制の整備 ②被害者への配慮のための取組 ③被害防止のための取組 があります。

## 目次

- 共通事項 . . . . . 1
- **令和5年度末で経過措置が終了する事項**
  - 感染症対策の強化 . . . . . 32
  - 業務継続に向けた取組の強化 . . . . . 33
  - (参考) 災害対策における各種計画の比較 . . . . . 34
  - 新型コロナウイルス感染症に係るサービス継続支援事業 . . . . . 35
- 令和6年度障害福祉サービス等における横断的な改定事項 (主なもの) . . . . . 40



# 令和5年度末で経過措置が終了する事項

令和3年度報酬改定における、次の2つの改定事項については、令和5年度末（令和6年3月31日）で経過措置が終了します。3月末までに確実に体制を整えてください。

## 感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、**委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務付ける。**

【令和6年度報酬改定】障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染対応力の向上を規定

厚生労働省ホームページに指針や研修及び訓練の参考資料が掲載されています。[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)  
「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」、「感染対策指針（ひな型）」  
「障害福祉サービス事業所等における感染対策指針作成の手引き」、「業務継続ガイドライン」等

## 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合でも、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、**業務継続に向けた計画等の策定や研修の実施、訓練の実施等を義務付ける。**

【令和6年度報酬改定】計画が未策定の場合、基本報酬の減算されることを規定（経過措置あり）

# 感染症対策の強化

	義務付け内容		その他の留意事項
委員会の開催及び検討結果の周知	訪問系、相談系、就労定着、自立生活援助	左記以外のサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅広い職種により構成すること</li> <li>構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者を決めておくこと</li> <li>看護師の配置があるサービス種別では、感染対策担当者は看護師であることが望ましい</li> <li>他の会議体を設置している場合、これと一体的な設置・運営も可</li> </ul>
	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置し、おおむね <b>6カ月に1回以上</b> 開催すること	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置し、おおむね <b>3カ月に1回以上</b> 開催すること	
	委員会での検討結果について、従業者へ周知徹底を図る		
指針の整備	事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備	事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備	指針には平常時の対策と発生時の対応を規定する。
研修及び訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症の発生及びまん延の防止のための研修を<b>年1回以上実施</b></li> <li>感染症発生時の対応についての訓練を<b>年1回以上実施</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を<b>年2回以上</b>及び新規採用時</li> <li>感染症及び食中毒発生時の対応についての訓練を<b>年2回以上</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修の内容は感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及啓発するとともに、指針に基づいた衛生管理を徹底するものとする</li> <li>研修の内容について記録する</li> <li>訓練は発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や感染対策をしたうえでの支援の演習などを実施する</li> <li>訓練の実施は机上を含めその実施方法は問わないが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施する</li> </ul>

# 業務継続に向けた取組の強化

	義務付け内容	その他の留意事項	
<b>業務継続計画の策定</b>	感染症や災害の発生時に利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該計画に従い、必要な措置を講じる	<b>感染症</b> に係る業務継続計画の項目	<b>災害</b> に係る業務継続計画の項目
<b>研修及び訓練の実施</b>	従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する	<b>研修</b>	<b>訓練</b>
<b>業務継続計画の見直し</b>	定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う	厚生労働省ホームページに「業務継続ガイドライン」のほか、業務継続計画の「ひな型」も掲載されています。 ⇒災害編 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html</a> ⇒感染症編 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html</a>	

# (参考) 災害対策における各種計画の比較

	業務継続計画	非常災害対策計画	消防計画	避難確保計画
対象施設	障害者支援施設 障害サービス事業所	障害者支援施設 障害サービス事業所（訪問系・就労定着支援等を除く）	要件を満たす 入所・通所系事業所	浸水想定区域内・ 土砂災害警戒区域内 に立地する 入所・通所系事業所
対象となる災害等	感染症 非常災害	非常災害（火災、地震、風水害、土砂災害等施設の属する地域や地形等を考慮し、起こりうると考えられる災害）	火災（地震）	水害・土砂災害
報告（提出）・届出義務	なし （運営指導の際に確認）	なし （運営指導の際に確認）	あり	あり
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常時にサービス提供を継続的に実施する</li> <li>・非常時の体制で早期に業務再開を図る</li> </ul> ⇒少ない人員で、最低限必要なサービスに絞って提供する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常災害時に命を守る</li> <li>・被害を最小限にとどめる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災（地震）発生時に命を守る</li> <li>・被害を最小限にとどめる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水害・土砂災害発生時に命を守る</li> </ul>

# 新型コロナウイルス感染症に係るサービス継続支援事業

## 【全サービス】

- 新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）については、令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、医療提供体制は、入院措置を原則とした行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していくこととされました。
- 本年3月末までを移行期間としておりましたが、4月以降は幅広い医療機関で新型コロナの患者の入院受け入れや診療等を行うこととなることから、国において新型コロナにかかる障がい者施設等への支援については、令和5年度で終了となりました。

事務連絡  
令和5年4月28日

各 { 都道府県  
指定都市  
中核市 } 障害保健福祉主管部(局) 御中  
児童福祉主管部(局) 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
こども家庭庁支援局障害児支援課

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等については、

- ① 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(令和2年2月17日付厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)(以下「人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡」という。)
- ② 「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について」(令和2年2月20日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)(以下「就労継続支援事業の取扱い事務連絡」という。)
- ③ 「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて(令和3年9月22日版)」(令和3年9月22日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)(以下「障害児通所支援に係るQ&A事務連絡」という。)

等でお示ししているところです。

※ これまでの臨時的な取扱い等については、厚生労働省ホームページを御参照ください。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)上の位

置づけの変更(令和5年5月8日以降)に伴い、上記①～③でお示ししている臨時的な取扱いについて別紙のとおり取扱うこととしたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管内市町村、障害福祉サービス事業所等に対し周知をお願いします。

なお、障害福祉サービス事業の適切な運営のため、「当面の間継続」又は「一定の要件のもとで当面の間継続」とする臨時的取扱いの運用は、新型コロナ感染者等の発生やサービスの継続に必要な感染対策の実施等により通常必要なサービスの提供に影響がある場合に限るよう留意ください。

引き続き、施設・事業所においてはこれまで示してきた必要な感染防止対策等を講じつつ、必要なサービスを適切に提供いただくとともに、今般の取扱いに対応するために施設・事業所において管理運営の変更が必要となる場合には適切な期間を確保した上での変更・報酬算定が可能となるよう、助言・指導をお願いします。

また、令和5年度における就労系サービスの基本報酬に係る実績の取扱いについては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)等において既にお示ししていることを申し添えます。

【厚生労働省ホームページ】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00097.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html)

別紙

連番	サービス種別等	対応の方向性	現行の取扱内容	5類移行後の取扱内容
1	ワクチン接種関係	当面の間継続	利用者等への接種に職員が従事する場合の人員基準の柔軟な取扱いが可能 また、サービス利用中に接種を行う場合に減算を行わない取扱いが可能 【令和3年4月22日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第12報)～令和3年7月2日付け事務連絡(第15報)】	利用者等への接種に職員が従事する場合の人員基準の柔軟な取扱いが可能 また、サービス利用中に接種を行う場合に減算を行わない取扱いが可能 (取扱いの変更なし)
2	共通	一定の要件のもと当面の間継続	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に人員基準等を満たせなくなる場合、報酬の減額を行わないことが可能(体制に係る加算の要件が欠如した場合についても、同様の考え方により継続算定が可能) 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問6】	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に人員基準等を満たせなくなる場合、報酬の減額を行わないことが可能(体制に係る加算の要件が欠如した場合についても、同様の考え方により継続算定が可能) ※なお、当該特例は、職員が感染者又は感染者と接触があった者(感染者と同居している場合に限る)となった場合に限る。
3	共通	一定の要件のもと当面の間継続	休業等により、利用者が通常のサービスを受けられない場合、利用児が感染をおそれて通所しない場合などにおいて、代替施設でのサービス提供や居宅への訪問、電話等でできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常と同額の報酬算定が可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問5】	事業所において通常のサービスの提供が困難になったことにより、利用者が通常のサービスを受けられない場合において、代替施設でのサービス提供や居宅への訪問でできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常と同額の報酬算定が可能 ※事業所において通常のサービスの提供が困難になった場合の想定 ・近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合で、感染を未然に防ぐために休業する場合 ・施設・事業所において感染者が多数発生する等、やむを得ず休業する場合
4	共通	一定の要件のもと当面の間継続	各種加算のうち、面談や会議の開催等を要件としているものについて、電話、メール、テレビ会議等の活用などにより算定可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問12、25、26、27】	各種加算のうち、面談や会議の開催等を要件としているものについて、テレビ会議の活用により算定可能
5	訪問系サービス	臨時的な取扱いの終了	居宅介護、同行援護及び行動援護について、感染リスクを下げるため訪問時間を短くする工夫を行った結果、サービス提供時間が20分未満となった場合であっても「30分未満」の報酬を算定可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問8】	臨時的な取扱いの終了
6	訪問系サービス	臨時的な取扱いの終了	上記と同様の場合、重度訪問介護については、1事業者における1日の利用が3時間未満であっても報酬請求が可能であり、サービス提供時間が40分未満となった場合であっても「1時間未満」の報酬を算定可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問8】	臨時的な取扱いの終了

連番	サービス種別等	対応の方向性	現行の取扱内容	5類移行後の取扱内容
7	訪問系サービス	一定の要件のもと当面の間継続	新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に人員基準上の必要な資格を持った人員が確保できない場合、当該資格のない者であっても、他の事業所等で障害者等へのサービス提供に従事した事がある者(ボランティア等で一定の介護経験のある者を含む。)であり、サービス提供に支障がないと市町村が認める者であれば、当該支援に従事可能 ※基本的には、相談支援事業所等が調整の上、有資格者の派遣が可能な訪問系サービス事業所からサービス提供されることが望ましい。 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問9、13】	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に人員基準上の必要な資格を持った人員が確保できない場合については、他の事業所等で障害者等への支援に従事したことがあり、当該支援の提供に支障がないと市町村が認める者であれば従事可能 ※基本的には、相談支援事業所等が調整の上、有資格者の派遣が可能な訪問系サービス事業所からサービス提供されることが望ましい。
8	訪問系サービス	臨時的な取扱いの終了	居宅介護の30分未満の家事援助について、外出自粛要請等の影響で、家事援助に時間を要して30分を大きく超えた場合、利用者の同意が得られ、相談支援専門員とサービス提供責任者が必要な連携を図った上で、市町村が必要と認めたとときは、実際に要した時間の単位数を算定可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問10】	臨時的な取扱いの終了
9	訪問系サービス	当面の間継続	居宅介護職員初任者研修等の講義は従前から通信の方法によることも認めていたが、改めて通信の方法も可能であることを示すとともに、一定の条件を満たす場合には演習についても通信の方法によることが可能 【条件】 演習の実施にあたっては、グループでの受講者の能動的参加型学習(アクティブラーニング)の方法により、対面で実施することが望ましいが、以下のすべての要件を満たす場合は、遠隔化しても差し支えない。 ①カリキュラム及び内容が遠隔以外の方法に依るものと同等であること。 ②演習では、グループ(受講生同士)によるリアルタイムでの討議を行うことなど受講生全員による参加型の学習が可能な方法を探ること。 ③演習では、講師による受講者へのリアルタイムのフィードバックを行うこと。 ④演習を実施するグループを構成する受講者数は、必要最低限の人数を単位とすること。 ⑤担当する講師または事務局等が、受講生の演習への積極的参加を促し、その点について評価を行うこと(遠隔教育の場に接続されていることのみをもって受講を認定することなく、演習に参加していたかどうかに基づく修了評価を行うこと。) 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問11】	居宅介護職員初任者研修等の講義は従前から通信の方法によることも認めていたが、改めて通信の方法も可能であることを示すとともに、一定の条件を満たす場合には演習についても通信の方法によることが可能 【条件】 演習の実施にあたっては、グループでの受講者の能動的参加型学習(アクティブラーニング)の方法により、対面で実施することが望ましいが、以下のすべての要件を満たす場合は、遠隔化しても差し支えない。 ①カリキュラム及び内容が遠隔以外の方法に依るものと同等であること。 ②演習では、グループ(受講生同士)によるリアルタイムでの討議を行うことなど受講生全員による参加型の学習が可能な方法を探ること。 ③演習では、講師による受講者へのリアルタイムのフィードバックを行うこと。 ④演習を実施するグループを構成する受講者数は、必要最低限の人数を単位とすること。 ⑤担当する講師または事務局等が、受講生の演習への積極的参加を促し、その点について評価を行うこと(遠隔教育の場に接続されていることのみをもって受講を認定することなく、演習に参加していたかどうかに基づく修了評価を行うこと。) (取扱いの変更なし)

連番	サービス種別等	対応の方向性	現行の取扱内容	5類移行後の取扱内容
10	訪問系サービス	臨時的な取扱いの終了	同行援護等について、感染拡大防止の必要性に鑑み、民間の宅配サービス等他の手段で代替できない場合は、ヘルパーが単独で買い物代行や薬の受け取りの代行等を行うことを報酬の対象とすることが可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問14】	臨時的な取扱いの終了
11	訪問系サービス	臨時的な取扱いの終了	居宅介護等について、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者からの要望内容が多岐に渡るケースの増加等により、概ね2時間以上の間隔がなくサービス提供を行った場合も報酬算定が可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問15】	臨時的な取扱いの終了
12	訪問系サービス	臨時的な取扱いの終了	熟練した重度訪問介護従業者の同行支援について、新型コロナウイルス感染症の影響による業務量の増加等により新人の従業者が増えている場合は、障害支援区分6の重度訪問介護利用者1人につき3人を超える従業者を算定可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問16】	臨時的な取扱いの終了
13	通所サービス	臨時的な取扱いの終了	送迎加算について、利用者が通所事業所へ通うことを控えているため、一時的に利用者数の要件(1回の送迎につき平均10人以上の利用等)を満たさなくなった場合であっても、加算を算定可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問7】	臨時的な取扱いの終了
14	通所サービス	臨時的な取扱いの終了	生活介護について、利用時間が5時間未満の利用者が全体の5割を超えた場合でも短時間利用減算を適用しない取扱いが可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問17】	臨時的な取扱いの終了
15	就労系サービス	臨時的な取扱いの終了	賃金の支払いについて、新型コロナウイルスへの対応等により、生産活動収入の減少が見込まれるときには、自立支援給付費を充てることが可能 【令和2年2月20日付就労継続支援事業の取扱い事務連絡(第1報)】	臨時的な取扱いの終了
16	就労系サービス	臨時的な取扱いの終了	都道府県等が認める場合には、経営改善計画の策定の猶予等が可能 【令和2年3月2日付就労継続支援事業の取扱い事務連絡(第2報)】	臨時的な取扱いの終了
17	就労系サービス	臨時的な取扱いの終了	工賃の支払いについて、新型コロナウイルス感染症への対応によりやむを得ない場合、自立支援給付費を充てることが可能 【令和2年3月2日付就労継続支援事業の取扱い事務連絡(第2報)】	臨時的な取扱いの終了

連番	サービス種別等	対応の方向性	現行の取扱内容	5類移行後の取扱内容
18	就労系サービス	臨時的な取扱いの終了	対面での支援を避けることややむを得ない場合であって、テレビ電話装置等を用いた方法による支援環境が整っていない場合には、利用者の同意を得た上で、電話その他可能な方法により出来る限りの支援を行ったと市町村が認めるときにも、報酬の対象とすることが可能 【令和2年3月9日付就労継続支援事業の取扱い事務連絡(第3報) 記1、令和3年4月23日付事務連絡(第9報) 記(2)】	臨時的な取扱いの終了
19	入所系サービス	一定の要件のもと当面の間継続	新型コロナウイルス感染者が発生した場合など、緊急的な対応として他の施設・事業所から職員が派遣されている場合、当該応援職員を夜間看護体制加算や夜勤職員配置体制加算における配置職員とみなして算定が可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問18】	新型コロナウイルス感染者が発生した場合又は又は感染者と接触があった者(感染者と同居している場合に限る)が発生した場合において、緊急的な対応として他の施設・事業所から職員が派遣されている場合、当該応援職員を夜間看護体制加算や夜勤職員配置体制加算における配置職員とみなして算定が可能
20	入所系サービス	当面の間継続	障害者支援施設が新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした患者を受け入れた場合に、①健康観察や健康管理など、医師との連携体制や看護職員による専門的なケアも含む体制整備、②退所後の生活に係る相談援助の手間を評価する観点から、地域移行加算について、特例的に、30日間を上限として当該退院患者の入所中に限り算定可能 【令和3年2月22日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第9報) 問1~問4】	障害者支援施設が新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした患者を受け入れた場合に、①健康観察や健康管理など、医師との連携体制や看護職員による専門的なケアも含む体制整備、②退所後の生活に係る相談援助の手間を評価する観点から、地域移行加算について、特例的に、30日間を上限として当該退院患者の入所中に限り算定可能 (取扱いの変更なし)
21	共同生活援助	一定の要件のもと当面の間継続	グループホーム入居者が通所する障害福祉サービス事業所が休業した場合において、グループホームにおいて昼間に支援を行った場合には日中支援加算(Ⅱ)の算定が可能 他方、グループホーム入居者が通所する障害福祉サービス事業所の職員が、グループホームへの訪問等によりできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、障害福祉サービス事業所に対し、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の算定が可能。 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問19】	グループホーム入居者が通所する障害福祉サービス事業所が、当該事業所において通常のサービスの提供が困難になった場合、グループホームにおいて昼間に支援を行った場合には日中支援加算(Ⅱ)の算定が可能 ※事業所において通常のサービスの提供が困難になった場合の想定 ・近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合で、感染を未然に防ぐために休業する場合 ・施設・事業所において感染者が多数発生する等、やむを得ず休業する場合
22	共同生活援助	一定の要件のもと当面の間継続	新型コロナウイルス感染拡大防止のため入居者が自宅に戻った場合においても、自宅への訪問や電話等による必要な支援を継続している場合、基本報酬や関連する加算について算定が可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問20】	新型コロナウイルス感染拡大防止のため入居者が自宅に戻った場合においても、自宅への訪問による必要な支援を継続している場合、基本報酬や関連する加算について算定が可能
23	共同生活援助	一定の要件のもと当面の間継続	新型コロナウイルス感染者が発生した場合など、緊急的な対応として他の施設・事業所から職員が派遣され夜勤や宿直による支援を行う場合、夜間支援等体制加算の算定が可能 ※ 上記の取扱いは、宿泊型自立訓練も同様 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問21】	新型コロナウイルス感染者が発生した場合又は感染者と接触があった者(感染者と同居している場合に限る)が発生した場合において、緊急的な対応として他の施設・事業所から職員が派遣され夜勤や宿直による支援を行う場合、夜間支援等体制加算の算定が可能 ※ 上記の取扱いは、宿泊型自立訓練も同様
24	相談支援	臨時的な取扱いの終了	新型コロナウイルス感染症への対応のため、モニタリング実施月でない月に、モニタリングを実施した場合、継続サービス利用支援費として算定が可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問23、24】	臨時的な取扱いの終了



連番	サービス種別等	対応の方向性	現行の取扱内容	5類移行後の取扱内容
25	相談支援	臨時的な取扱いの終了	サービス利用支援におけるアセスメントや継続サービス利用支援における居宅等への訪問について、電話や文書等の照会によって行うことが可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問28】	臨時的な取扱いの終了
26	地域移行支援	臨時的な取扱いの終了	地域移行支援及び自立生活援助については、毎月最低2回の利用者への対面又は訪問による支援が報酬の算定要件となっているが、最低2回以上の電話等による支援を行った場合も報酬の算定が可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問22】	臨時的な取扱いの終了
27	障害児サービス	臨時的な取扱いの終了	学校等が臨時休業をしている場合に、学校休業日の単価の適用が可能(分散登校等の場合も適用可能であるなど、通常より柔軟な適用が可能) 【令和3年9月22日付障害児通所支援に係るQ&A事務連絡 Q20】	臨時的な取扱いの終了
28	障害児サービス	一定の要件のもと当面の間継続	放課後等デイサービスについて、居宅への訪問や電話に加え、メールやLINEによるやりとりでも、通常と同額の報酬算定が可能 【令和3年9月22日付障害児通所支援に係るQ&A事務連絡 Q8、Q9】	放課後等デイサービスについて、事業所において通常のサービスの提供が困難になったことにより、利用者が通常のサービスを受けられない場合において、居宅への訪問でできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常と同額の報酬算定が可能 ※事業所において通常のサービスの提供が困難になった場合の想定 ・近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合で、感染を未然に防ぐために休業する場合 ・施設・事業所において感染者が多数発生する等、やむを得ず休業する場合
29	障害児サービス	臨時的な取扱いの終了	家庭連携加算については、電話等による実施が可能 【令和3年9月22日付障害児通所支援に係るQ&A事務連絡 Q4】	臨時的な取扱いの終了
30	障害児サービス	臨時的な取扱いの終了	報酬算定に当たって事前の届け出が必要な加算(延長支援加算等)について、本来必要な届出を事後的に行うことが可能 【令和3年9月22日付障害児通所支援に係るQ&Aについて事務連絡 Q19】	臨時的な取扱いの終了
31	障害児サービス	臨時的な取扱いの終了	強度行動障害児支援加算等について、従前から当該加算の算定を行っていた児童に限り、算定要件となる職員が不在のときに算定要件でない職員が行った支援について、その後の記録等を算定要件となる職員が確認し、必要な指示等を行った場合に算定が可能 【令和3年9月22日付障害児通所支援に係るQ&Aについて事務連絡 Q5】	臨時的な取扱いの終了
32	移動支援事業	臨時的な取扱いの終了	移動支援事業による外出を予定していた障害者等が、外出時間を短縮したり、やむを得ず外出を自粛せざるを得ない場合、実施主体である市町村等が必要と判断した場合には、居宅等での支援についても移動支援を実施したものと取り扱うことが可能 【令和2年3月13日付「新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて」厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室事務連絡】	臨時的な取扱いの終了

# 目次

- 共通事項 . . . . . 1
- 令和5年度末で経過措置が終了する事項 . . . . . 20
- **令和6年度障害福祉サービス等における横断的な改定事項（主なもの）**
  - 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方 . . . . . 41
  - 障害者の意思決定支援を推進するための方策 . . . . . 42
  - 障害者虐待の防止・権利擁護 . . . . . 43
    - 虐待防止措置、身体拘束等の適正化、本人に意向を踏まえたサービス提供
  - 業務継続計画に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化 . . . . . 52
  - 食事提供体制加算の経過措置の取扱い . . . . . 53
  - 人員基準における両立支援への配慮等 . . . . . 54
  - 障害福祉現場の業務効率化等を図るためのICTの活用等 . . . . . 55
  - 福祉・介護職員処遇改善加算等 . . . . . 56
  - 障害福祉サービス等情報公表制度 . . . . . 62
  - 令和6年4月以降の報酬算定に係る手続等について . . . . . 65

# 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方

喫緊かつ重要な課題である人材確保対策について必要な処遇改善を行うとともに、障がい者が希望する地域生活の実現、多様なニーズに応える専門性・体制の評価、支援時間・内容を勘案したきめ細かい評価、アウトカムに基づく評価等について、取り組んでいく必要がある。このため、以下の基本的な考え方に基づき、各サービスの報酬・基準についての見直しを行う。

## (1) 障がい者が希望する地域生活を実現する地域づくり

- 障がい者の施設、病院からの地域移行の促進
- 障がい者の意思決定支援の推進
- 強度行動障害を有する障がい者等への支援体制の充実

## (2) 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応

- 児童発達支援センターの機能強化等による地域の障がい児支援体制の充実
- 障がい者の多様なニーズに応じた就労の促進

## (3) 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し

- 障がい者虐待の防止・権利擁護のため、身体拘束適正化の徹底や同性介助の推進
- メリハリのきいた報酬体系、サービスの内容・質に応じた評価や、透明性の向上

# 障害者の意思決定支援を推進するための方策

## 意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

### 【取扱方針】

- 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

### 【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。

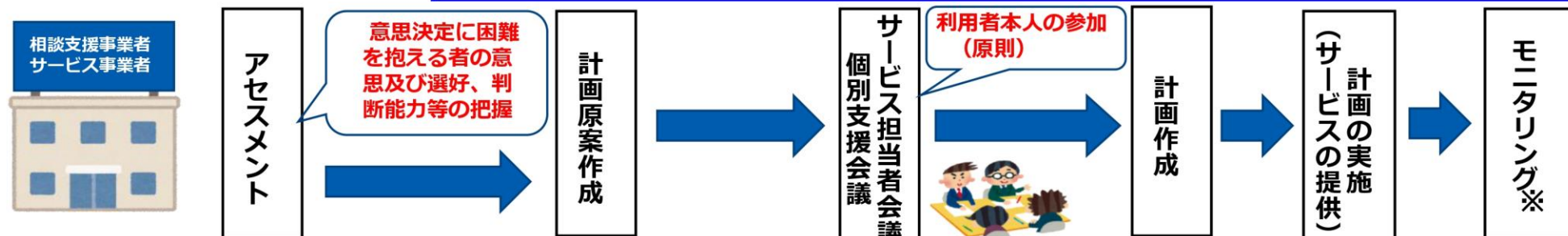
※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

### 【サービス管理責任者の責務】

- サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

(参考) 障害者の意思決定支援のプロセス 相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示

## 虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

### （参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

## 身体拘束の適正化

- 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

### （参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

## 本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

- 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

# 虐待防止措置①

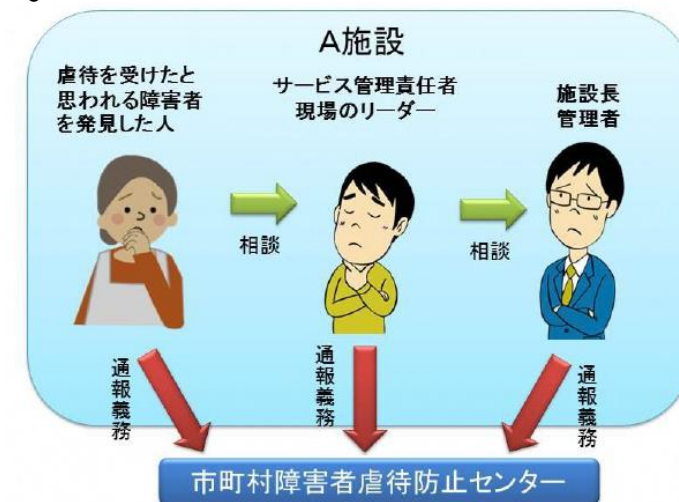
## ○障害福祉サービス事業者の責務

障害者総合支援法第42条	指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
児童福祉法第21条の5の18	指定障害児通所支援事業者は、障害児の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
児童福祉法第24の11	指定障害児入所施設等の設置者は、障害児の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

## ○通報義務

虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合、市町村に通報する義務があります。  
また、虐待は刑事罰の対象となる可能性があります。

身体的虐待	殺人罪、傷害罪、暴行罪、逮捕監禁罪
性的虐待	強制わいせつ罪、強制性交等罪、準強制わいせつ罪、準強制性交等罪
心理的虐待	脅迫罪、強要罪、名誉棄損罪、侮辱罪
ネグレクト	保護責任者遺棄罪
経済的虐待	窃盗罪、詐欺罪、恐喝罪、横領罪



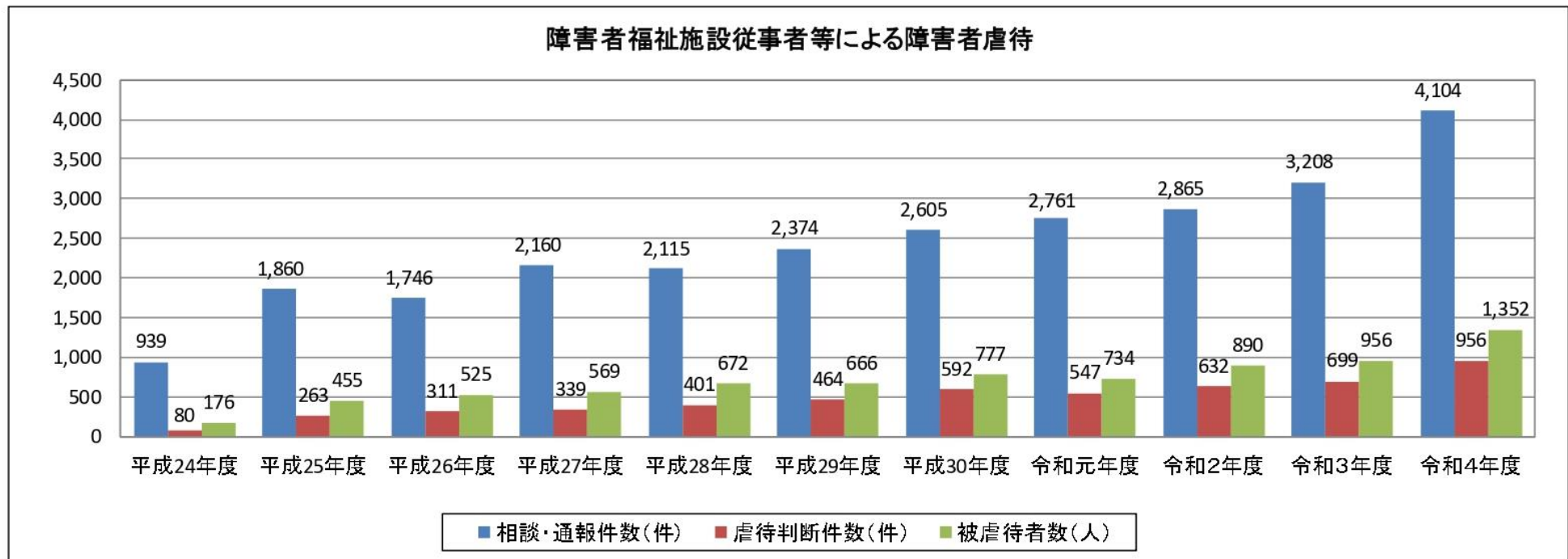
厚生労働省ホームページに「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（令和5年7月）」が掲載されておりますのでご確認ください。  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001121499.pdf>

## 2. 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待> 経年グラフ

- ・令和4年度の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は4,104件であり、令和3年度から増加(3,208件→4,104件)。
- ・令和4年度の虐待判断件数は956件であり、令和3年度から増加(699件→956件)。
- ・令和4年度の被虐待者数は1,352人。

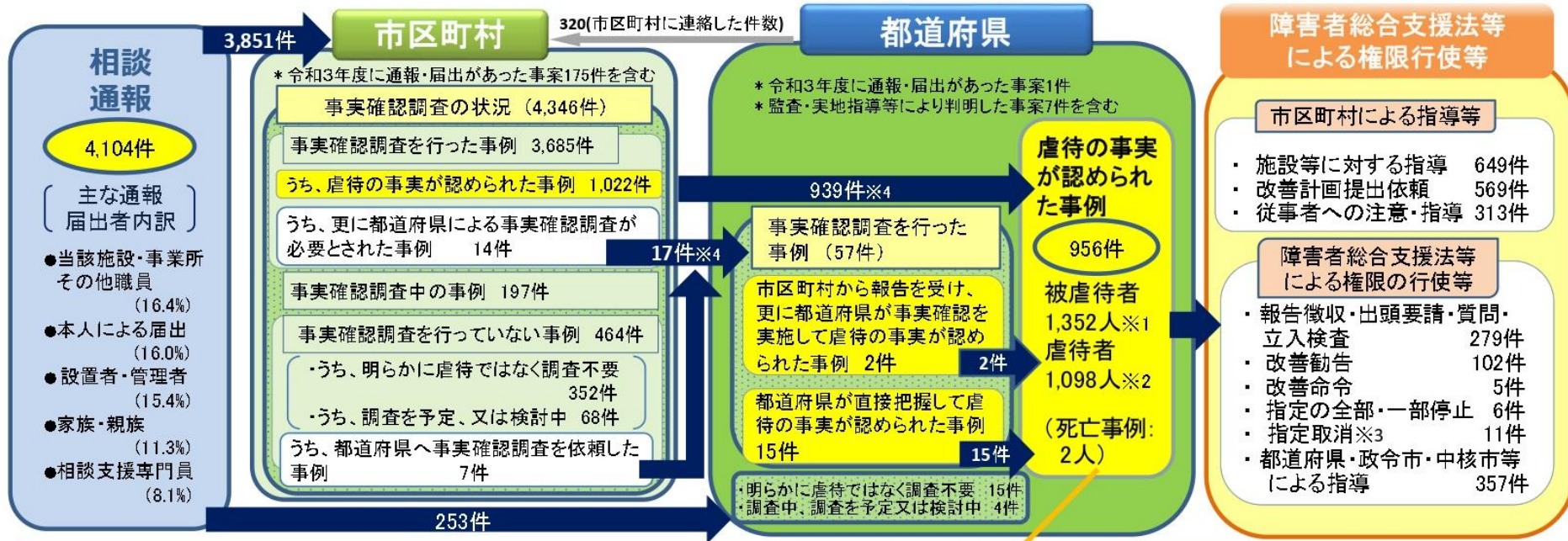
障害者福祉施設従事者等	平成							令和			
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956
被虐待者数*(人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956	1,352

\*被虐待者が特定できなかった事例を除く



\* 平成24年度は下半期のみのデータ

# 令和4年度 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>



### 虐待者 (1,098人) ※2

- 性別  
男性(69.9%)、女性(30.1%)
- 年齢  
60歳以上(20.5%)、50~59歳(17.9%)、40~49歳(17.8%)
- 職種  
生活支援員(44.4%)、世話人(9.9%)、管理者(7.9%)、その他従事者(7.1%)、サービス管理責任者(6.5%)

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
52.0%	13.8%	46.4%	9.5%	5.3%

障害者虐待が認められた事業所種別

事業所種別	件数	構成割合
障害者支援施設	214	22.4%
居宅介護	17	1.8%
重度訪問介護	10	1.0%
同行支援	1	0.1%
行動支援	3	0.3%
療養介護	24	2.5%
生活介護	131	13.7%
短期入所	17	1.8%
自立訓練	5	0.5%
就労移行支援	7	0.7%
就労継続支援A型	33	3.5%
就労継続支援B型	113	11.8%
共同生活援助	252	26.4%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	5	0.5%
移動支援	4	0.4%
地域活動支援センター	7	0.7%
児童発達支援	20	2.1%
放課後等デイサービス	93	9.7%
合計	956	100.0%

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	73.6%
職員のストレスや感情コントロールの問題	57.2%
倫理観や理念の欠如	58.1%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	31.8%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	31.4%

### 被虐待者 (1,352人) ※1

- 性別  
男性(63.6%)、女性(36.4%)
- 年齢  
40~49歳(18.4%)、30~39歳(17.8%)、20~29歳(17.2%)、50~59歳(17.0%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
21.0%	72.6%	15.8%	3.1%	1.3%

- 障害支援区分のある者 (74.7%)
- 行動障害がある者 (33.5%)

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の21件を除く935件が対象。  
 ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった47件を除く909件が対象。  
 ※3 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。  
 ※4 同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない。



## 令和4年度における施設従事者等による虐待の状況について

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律及び児童福祉法に基づき、令和4年度における施設従事者等による虐待の状況等について、次のとおり公表する。

### 1 障害者福祉施設等

県内の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実確認件数 28件

《上記の詳細》

被虐待者の状況	性別	① 男性（1人）	② 女性（3人）	③ 女性（3人）
	年齢階級	40～44歳	35～39歳 45～49歳 55～59歳	5～9歳（2人） 10～14歳（1人）
	障害種別	知的障害	精神障害	知的障害
虐待の類型	心理的虐待	身体的虐待 心理的虐待	心理的虐待	
施設等の種別	障害者支援施設	生活介護 自立訓練	放課後等デイサービス	
虐待を行った従事者等の職種	生活支援員（1人）	生活支援員（1人）	指導員（1人）	
虐待に対して採った措置	虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を勧告	虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を指導	虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を指導	

被虐待者の状況	性別	④ 男性（1人）	⑤ 不明	⑥ 男性（1人）
	年齢階級	25～29歳		45～49歳
	障害種別	知的障害	知的障害	知的障害
虐待の類型	心理的虐待	心理的虐待	心理的虐待	
施設等の種別	就労継続支援A型	共同生活援助	共同生活援助	
虐待を行った従事者等の職種	管理者（1人）	管理者（1人） 生活支援員（1人）	生活支援員（1人）	
虐待に対して採った措置	虐待防止に必要な体制の整備等を指導	虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を指導	虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を指導	

被虐待者の状況	性別	⑦ 男性（1人）	⑧ 女性（1人）	⑨ 男性（1人）
	年齢階級	20～24歳	35～39歳	55～59歳
	障害種別	知的障害	精神障害	知的障害
虐待の類型	身体的虐待 心理的虐待	心理的虐待	身体的虐待	
施設等の種別	就労継続支援B型	相談支援	障害者支援施設	
虐待を行った従事者等の職種	法人理事（1人）	管理者（1人）	生活支援員（2人）	
虐待に対して採った措置	虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を指導	虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を指導	虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を勧告	

被虐待者の状況	性別	⑩ 男性（1人）	⑪ 不明	⑫ 男性（1人）
	年齢階級	20～24歳		20～24歳
	障害種別	知的障害		知的障害
虐待の類型	心理的虐待	身体的虐待 心理的虐待 放棄・放置	身体的虐待	
施設等の種別	就労継続支援B型	障害者支援施設	自立訓練	
虐待を行った従事者等の職種	生活支援員（1人）	生活支援員（2人）	生活支援員（1人）	
虐待に対して採った措置	虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を指導	虐待が発生した原因の分析、改善計画の作成等を指導	虐待が発生した原因の分析、改善計画の作成等を指導	

被虐待者の状況	性別	⑬ 男性（1人）	⑭ 女性（1人）	⑮ 男性（1人）
	年齢階級	40～44歳	30～34歳	15～19歳
	障害種別	知的障害	精神障害	知的障害 発達障害
虐待の類型	身体的虐待 心理的虐待	性的虐待	心理的虐待	
施設等の種別	障害者支援施設	就労移行支援	相談支援	
虐待を行った従事者等の職種	生活支援員（1人）	管理者（1人）	相談支援専門員（1人）	
虐待に対して採った措置	虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を指導	虐待防止に必要な体制整備等を指導	虐待防止に必要な体制整備等を指導	

被虐待者の状況	性別	⑯ 男性（1人）	⑰ 女性（1人）	⑱ 女性（1人）
	年齢階級	50～54歳	不明	30～34歳
	障害種別	知的障害	知的障害	精神障害
虐待の類型	身体的虐待	身体的虐待	性的虐待	
施設等の種別	障害者支援施設	共同生活援助	就労継続支援B型	
虐待を行った従事者等の職種	生活支援員（1人）	管理者（1人）	生活支援員（1人）	
虐待に対して採った措置	虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を指導	虐待が発生した原因の分析、改善計画の作成等を指導	虐待が発生した原因の分析、改善計画の作成等を指導	

被虐待者の状況	性別	⑲ 女性（1人）	⑳ 男性（25人） 女性（29人）	㉑ 女性（1人）
	年齢階級	50～54歳	20～24歳（3人） 25～29歳（2人） 30～34歳（6人） 35～39歳（3人） 40～44歳（5人） 45～49歳（9人） 50～54歳（6人） 55～59歳（5人） 60～64歳（3人） 65歳以上（11人）外1人	35～39歳
	障害種別	身体障害 知的障害	身体障害（9人） 知的障害（33人） 精神障害（21人）外3人	知的障害
虐待の類型	身体的虐待	経済的虐待	身体的虐待	
施設等の種別	障害者支援施設	共同生活援助	共同生活援助	
虐待を行った従事者等の職種	生活支援員（1人）	不明	生活支援員（1人）	
虐待に対して採った措置	虐待が発生した原因の分析、改善計画の作成等を指導	虐待認定時には開設法人は解散済み。徴収された金銭は利用者に返還されている。	虐待が発生した原因の分析、改善計画の作成等を指導	

被虐待者の状況	性別	㉒ 女性（1人）	㉓ 男性（1人）	㉔ 男性（2人）
	年齢階級	30～34歳	35～39歳	25～29歳（1人） 45～49歳（1人）
	障害種別	知的障害	身体障害 知的障害	知的障害
虐待の類型	性的虐待	身体的虐待	心理的虐待	
施設等の種別	就労継続支援B型	障害者支援施設	就労継続支援B型	
虐待を行った従事者等の職種	目標工賃達成指導員（1人）	管理者（1人） 生活支援員（1人）	目標工賃達成指導員（1人）	
虐待に対して採った措置	虐待が発生した原因の分析、改善計画の作成等を指導	虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を勧告	虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を勧告	

# 虐待防止措置②

	義務付け内容	その他の留意事項	
委員会の開催	虐待防止のための対策を検討する委員会を <b>年1回以上開催</b> するとともに、委員会での検討結果を従業者へ周知徹底する	委員会の役割 <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待防止のための計画づくり</li> <li>・虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成</li> <li>・虐待防止のチェックとモニタリング</li> <li>・虐待が起こりやすい職場環境の確認等</li> <li>・虐待発生後の検証と再発防止策の検討</li> <li>・虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行</li> </ul>	委員会の運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>・構成員の責務及び役割分担を明確にする</li> <li>・構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい</li> <li>・法人単位での設置や身体拘束等適正化委員会と一体での設置も可能</li> <li>・虐待防止委員会には、事業所の管理者や虐待防止担当者が参画すること</li> </ul>
		虐待防止に関する基本的な考え方、虐待発生時の対応に関する基本方針、虐待防止委員会等施設内の組織に関する事項、職員研修に関する基本方針等を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。	
研修の実施	従業者に対し、虐待防止のための研修を <b>年1回以上実施</b> する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を年1回以上実施するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施すること</li> <li>・研修の実施内容について記録すること</li> </ul>	
担当者の配置	虐待の防止等のための担当者の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待防止のための担当者については、サービス管理責任者等を配置すること</li> </ul>	
虐待防止措置未実施減算	障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、 <b>虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。</b>		

# 身体拘束等の適正化

	義務付けの内容	その他の留意事項
記録の整備	身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行ってはならない</li> <li>・緊急やむを得ない理由は、切迫性、非代替性、一時性の要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録しなければならない</li> </ul>
委員会の開催	身体拘束等の適正化のための <b>対策を検討する委員会</b> を年1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所に従事する幅広い職種により構成すること</li> <li>・構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくこと</li> <li>・身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と廃止へ向けた方策を検討すること</li> <li>・拘束事例がない場合においても、未然防止の観点から、利用者に対する支援の状況等を確認することが必要</li> </ul>
指針の整備	身体拘束等の適正化のための指針を整備する	指針に盛り込むべき項目 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方</li> <li>・身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</li> <li>・身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針</li> <li>・事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針</li> <li>・身体拘束等発生時の対応に関する基本方針</li> <li>・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</li> </ul>
研修の実施	従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を <b>年1回以上実施</b> する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回以上定期的な研修を実施するとともに、新規採用時にも必ず身体拘束等の適正化の研修を実施すること</li> <li>・研修の実施内容について記録すること</li> </ul>
身体拘束廃止未実施減算	施設・居住系サービス ⇒ 減算額を5単位から <b>所定単位数の10%</b> に引き上げ 訪問・通所系サービス ⇒ 減算額を5単位から <b>所定単位数の1%</b> に見直し	

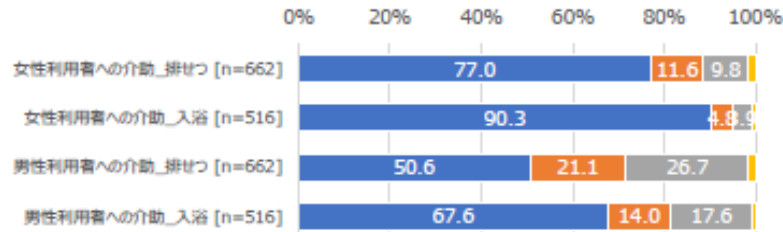
# 本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

【計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス】

## 同性介助の状況について

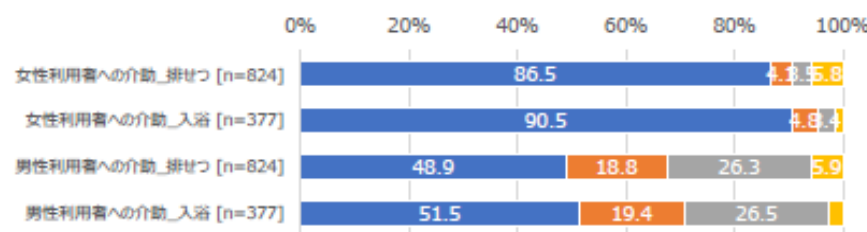
出典：令和4年度報酬改定検証調査

### 障害者支援施設



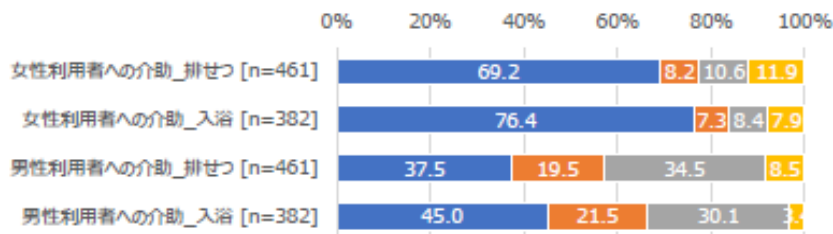
- 同性介助による介助に限定されている
- 同性介助を希望すれば介助が受けられる
- 同性介助による介助に限定されていない（同性介助を希望していても介助が受けられない場合がある）
- 無回答

### 生活介護



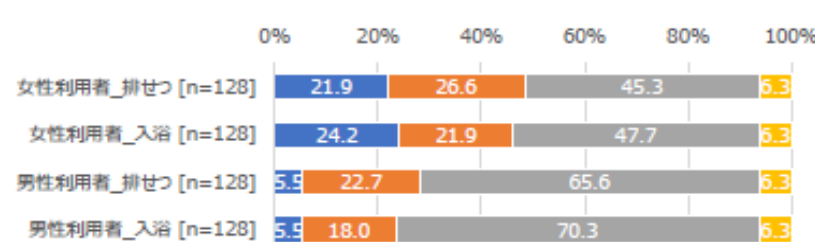
- 同性介助による介助に限定されている
- 同性介助を希望すれば介助が受けられる
- 同性介助による介助に限定されていない（同性介助を希望していても介助が受けられない場合がある）
- 無回答

### 短期入所



- 同性介助による介助に限定されている
- 同性介助を希望すれば介助が受けられる
- 同性介助による介助に限定されていない（同性介助を希望していても介助が受けられない場合がある）
- 無回答

### 療養介護



- 同性介助に限定している
- 希望者には原則同性介助を実施
- 同性介助に限定していない
- 無回答

各障害福祉サービス事業等の  
指定基準の解釈通知に明記



「本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき」

# 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

## 概要

【全サービス】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

## 減算単位

### 業務継続計画未策定減算【新設】

- ・ 100分の3に相当する単位数を減算  
(療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)
- ・ 100分の1に相当する単位数を減算  
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

## 算定要件

- 以下の基準に適合していない場合、所定単位数を減算する。
  - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
  - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- ※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- ※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

# 食事提供体制加算の経過措置の取扱い

【生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型】

令和 6 年 3 月 3 1 日までの経過措置とされていた食事提供体制加算については、食事提供時における栄養面での配慮を評価する観点から、**一定の要件を満たす場合に評価**することとし、令和 9 年 3 月 3 1 日まで経過措置を延長する。（通所系：30 単位／日 短期入所、宿泊型自立訓練：48 単位／日）

## 〔見直し後〕

収入が一定額以下（生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割16万円未満）の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、**次の①から③までのいずれにも適合する**食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する。

- ① **管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること（外部委託可）又は、栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること**
- ② **利用者ごとの摂食量を記録していること**
- ③ **利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること**

## 〔現行〕

収入が一定額以下（生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割16万円未満）の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する。

# 人員基準における両立支援への配慮等

障害福祉の現場において、治療と仕事の両立を進め、職員の定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定における「常勤」要件及び「常勤換算」要件について、以下の見直しを行う。

- 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
- 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。

【参考】厚生労働省ホームページ 治療と仕事の両立について  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>





# 障害福祉現場の業務効率化等を図るためのICTの活用等

## 管理者の兼務範囲の明確化

管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者は、その責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあっては、同一敷地内等に限らず、同一の事業者によって設置される他の事業所等（介護サービス事業所等の他分野のサービス事業所を含む。）の管理者又は従業者と兼務できることとする。

## テレワークの取扱い

管理者について、介護分野における取扱いに準じ、以下のような措置を講じた上で、管理上支障が生じない範囲内において、テレワークにより管理業務を行うことが可能であることを示す。

- ・利用者及び従業者と管理者の間で適切に連絡が取れる体制を確保していること。
- ・事故発生時、利用者の状態の急変時、災害の発生時等、緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定めておくとともに、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できるようにしていること。

また、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている管理者以外の職種又は業務のテレワークに関して、個人情報適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、具体的な考え方を示す。

## 各種様式の標準化

障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書等について、令和5年度中に標準様式及び標準添付書類を作成する。

# 福祉・介護職員処遇改善加算

## (1) 加算の概要

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、就労選択支援、自立生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

○障害福祉現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。

○福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。

○就労定着支援の就労定着支援員、自立生活援助の地域生活支援員、就労選択支援の就労選択支援員を、処遇改善加算等の対象に加える。

処遇改善加算の一本化については、**令和6年6月**から実施

# 福祉・介護職員処遇改善加算

## (2) 算定要件

○ 新加算(Ⅰ～Ⅳ)は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。(福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。)

○ 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。  
 ※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、ベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率(※)

既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字

加算率(※)	新加算(福祉・介護職員等処遇改善加算)	要件	対応する現行の加算等(※)	新加算の趣旨
【8.1%】	Ⅰ	<b>新加算(Ⅱ)に加え、以下の要件を満たすこと。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること(生活介護の場合、介護福祉士25%以上等)</li> </ul>	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【4.4%】 b. 特定処遇加算(Ⅰ)【1.4%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
【8.0%】	Ⅱ	<b>新加算(Ⅲ)に加え、以下の要件を満たすこと。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>改善後の賃金年額440万円以上が1人以上</li> <li>職場環境の更なる改善、見える化【見直し】(令和7年度)</li> <li><del>グループごとの配分ルール【撤廃】</del></li> </ul>	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【4.4%】 b. 特定処遇加算(Ⅱ)【1.3%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
【6.7%】	Ⅲ	<b>新加算(Ⅳ)に加え、以下の要件を満たすこと。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備</li> </ul>	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【4.4%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
【5.5%】	Ⅳ	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>新加算(Ⅳ)の1/2(2.7%)以上を月額賃金で配分</b></li> <li>職場環境の改善(職場環境等要件)【見直し】(令和7年度)</li> <li>賃金体系等の整備及び研修の実施等</li> </ul>	a. 処遇改善加算(Ⅱ)【3.2%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】	福祉・介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

## (3) 届出及び実績報告

- ① 令和6年度処遇改善加算の算定に係る届出
  - 令和6年4月又は5月から加算を算定する場合
    - ⇒提出期限 令和6年4月15日(月)必着
  - 令和6年6月以降から加算を算定する場合
    - ⇒算定開始月の前々月末日 **前月15日まで**  
(例：6月算定開始→~~4月末~~5月15日までに提出)

提出書類：処遇改善計画書

※倉敷市障がい福祉課事業所指導室ホームページから様式をダウンロードしてください。<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/38857.htm>

※様式が見直しとなっていますので、必ず新しい様式で提出してください。

提出先：倉敷市障がい福祉課事業所指導室

## (3) 届出及び実績報告

### ② 令和5年度処遇改善加算の実績報告

- 提出期限 加算額の支払いが完了した翌々月の末日  
(最終の加算の支払いが5月の場合、7月31日までに必着)

提出書類 処遇改善実績報告書

提出先 倉敷市障がい福祉課事業所指導室

### ※ 以下の場合、加算額を全額返還となりますので、注意してください。

- 実績報告で、賃金改善所要額が加算による収入額（加算総額）を下回った場合
- 実績報告の提出がない場合

## 「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」のご案内 令和6年2月からスタート

厚生労働省は、令和6年2月分から5月分の賃金改善の補助として、福祉・介護職員の処遇改善を図るための「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」を交付します。

### Q1. どのような交付金なの？

A1. 令和6年2月分から5月分の福祉・介護職員の賃上げを目的とする交付金です。

- 2～5月分まで、障害福祉サービス等事業所・施設等に対し、従来の障害福祉サービス等報酬上の処遇改善加算等に加えて、**全額を福祉・介護職員等の賃上げに使うことを要件とした交付金を創設**します。
- **6月以降は、障害福祉サービス等報酬改定により、今回の交付金額を上回る加算率の上乗せ**を行うこととしています。

### Q2. 交付金の額はどのように決められるの？

A2. 各事業所の総報酬に、サービスごとに設定した交付率を乗じた額を支給します。

- 以下の算定式に基づき、**各事業所が受け取る交付金の額を算定・支給**します。算定式の「加算減算」には、処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等加算分が含まれます。

$$\begin{array}{c} \text{ある月の総報酬} \\ \text{(〔基本報酬+加算減算〕} \times \text{1単位の) 単価} \end{array} \times \text{交付率} = \text{交付額}$$

- これにより、**標準的な職員配置の事業所で、福祉・介護職員1人当たり月額6,000円相当**の交付金が交付されます。

※ このような仕組みで交付金を算定・支給するため、各事業所の職員配置状況などによっては、福祉・介護職員の皆さま全員に対して、**一律で月額6,000円の引き上げを行うものではありません。**

### Q3. 交付金の申請手続きは？

A3. 法人ごとに都道府県に対して申請を行います。

- 交付金を申請する場合、事業者は、**都道府県に計画書を提出**してください。  
※ 障害福祉サービス等報酬関係で市町村に届出を行うサービス事業者も、この交付金の届出先は都道府県です。
- 都道府県ごとに、同一法人内の事業所の申請をまとめて行うことができます。計画書は、**都道府県から示される様式を用い、都道府県ごとに作成**してください。
- 交付期間終了後、事業者は**都道府県に実績報告書を提出**する必要があります。  
(要件を満たさない場合は、交付金の返還が必要となりますことがあります。)
- 今回の交付金の支払は、申請後、交付額が確定した後で、各都道府県から行われます。

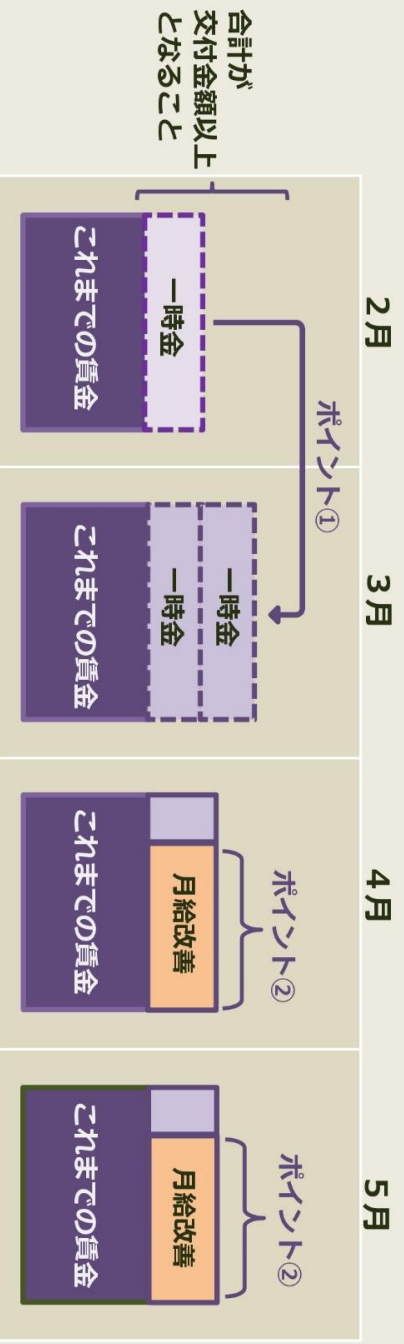


## Q4. 交付金の対象となる要件は？

A4. 以下の3つの要件を満たすと、交付金を受け取ることができます。

- (1) 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を算定していること
    - ◆ **令和6年4月サービスマン提供分**からの算定が必要ですが、まだ算定されていない事業所は、都道府県・市町村への届出をご準備ください。
  - (2) 原則として、**令和6年2月分**から賃金改善を実施すること  
ただし、就業規則等の改訂が間に合わない場合は、**令和6年2月分は3月分とまとめて賃金改善を行うこともできます。**
    - ◆ 令和6年2・3月分は一時金等による賃金改善としても構いません。
    - ◆ 月ごとの賃金改善額がその月の交付金額以上となる必要はありません。
- ★ 令和4年度の処遇改善臨時交付金で求めた「2月からの賃金改善開始の報告」は、今回は不要です。

- (3) **交付金の全額を賃金改善に充てること**  
かつ、令和6年4・5月分の交付額の**3分の2以上を基本給等の引上げに充てること**  **ポイント②**
  - ◆ 基本給等の引上げ（月給の改善）とは、「基本給」または「決まって毎月支払われる手当」の引上げをいいます。
  - ◆ 基本給等に充てた額以外の分は、賞与・一時金等による賃金改善に充てることで、全体として、交付金の額を上回る賃金改善を行うことが必要です。



※ 「4月分の賃金」を2か月遅れで6月に払う、といった対応も可能です。従来の加算分が2か月遅れなら、交付金も2か月遅れで支払うなど、職員への支払の月は加算と交付金で揃えてください。

## Q5. 職種間での交付金の配分方法は？

A5. 福祉・介護職員の処遇改善を目的とした交付金であることを十分に踏まえた配分をお願いします。

- 事業所で、福祉・介護職員だけでなくその他の職員の賃金改善にも充てることが可能です。
- **福祉・介護職員の処遇改善を目的とした交付金であることを十分に踏まえた配分をお願いします。**

お問い合わせ先

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金等 厚生労働省・こども家庭庁コールセンター

電話番号：050-3733-0230

受付時間：9:00～18:00（土日含む）

# 障害福祉サービス等情報公表制度

## 【全サービス】

- 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。

### 減算単位

#### 情報公表未報告減算【新設】

- ・ 100分の10に相当する単位数を減算

(療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)

- ・ 100分の5に相当する単位数を減算

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）)

### 算定要件

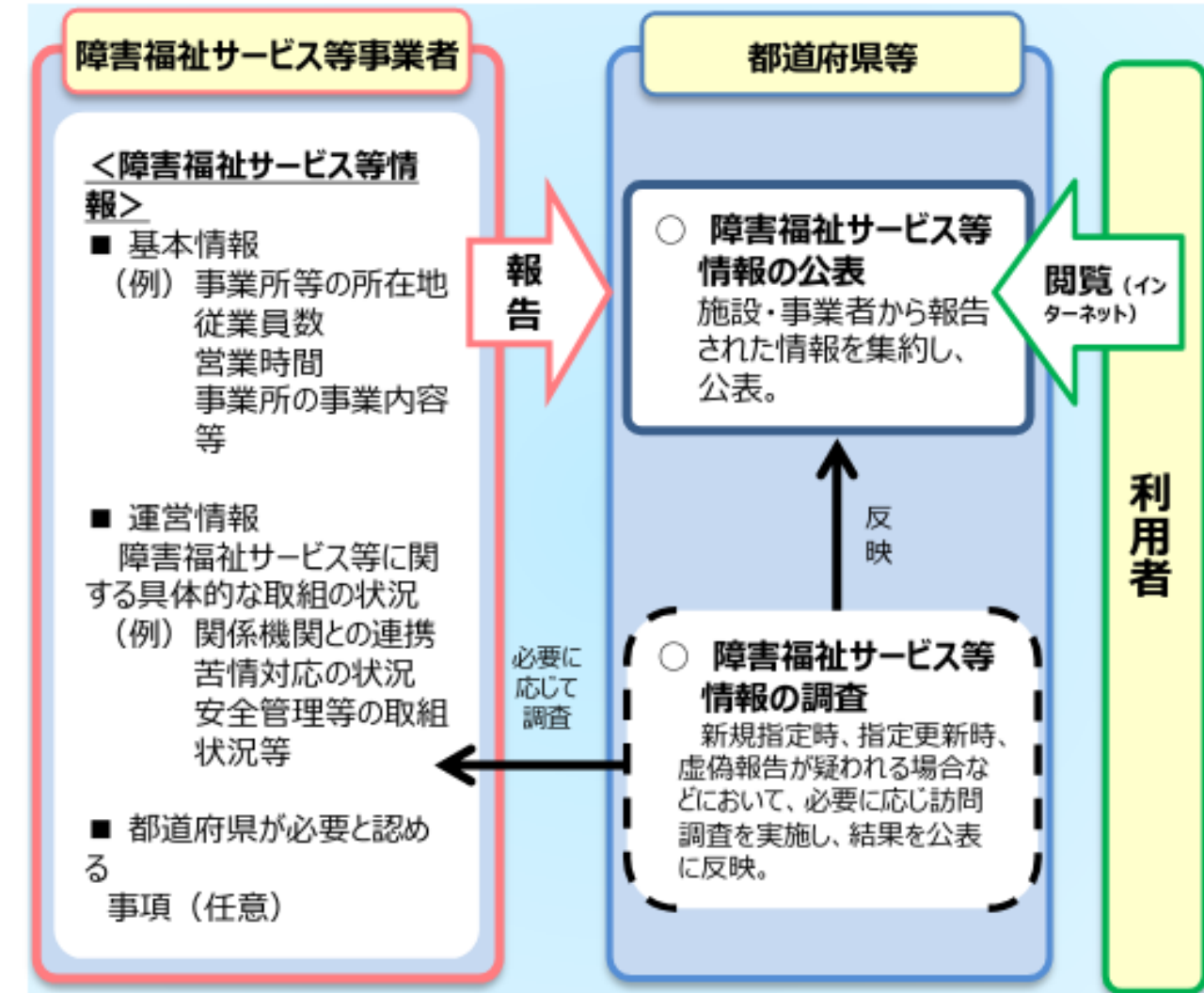
- 障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に、所定単位数を減算する。



# 障害福祉サービス等情報公表制度

- 利用者の個々のニーズに応じた良質のサービスの選択や事業者の提供するサービスの質の向上に資することを目的に、事業者は障害福祉サービスの内容等を都道府県等へ報告するとともに、都道府県等は報告された内容を公表する仕組み。

## 【制度概要】



## 【HP画面】

**障害福祉サービス等情報検索**

お知らせ  
【120.3.28更新】障害福祉サービス等情報公表サイトの運用を開始しました。  
【本サイトの運用開始に伴い、旧サイト「障害福祉サービス等情報公表」の運用を終了し、平成28年12月31日に閉鎖を予定しています。】  
・本サイトの運用開始につきまして、お困りなさいましたらご迷惑をおかけいたします。予めご了承ください。お手厚ようお詫言申し上げます。

地域から探す (都道府県名をクリック)

住所から探す  
法人名から探す  
事業所名から探す

**事業所**

東京都港区

住所  
03-1234-5678  
FAX  
03-1234-9999

サービス提供地域

事業所名

事業所番号  
1234567890

主たる法人名  
株式会社〇〇〇〇

# 障害福祉サービス等情報公表制度

(1) 報告の期限 ※現時点での予定であり、変更の可能性あり

事業開始時期	報告期限
令和6年7月1日より前	令和6年7月31日
令和6年7月1日以降	指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けてから1か月以内

(2) 障害福祉サービス等情報公表システム

ログインアドレス <https://www.int.wam.go.jp/sfkohyoin/>

※ログインIDは運営法人ごとに付与されています。IDを忘れた場合は、倉敷市事業所指導室へお問い合わせください。

※パスワードのみが不明な場合は、ログインページ中にパスワードを初期化するためのリンクがありますので、そちらから初期化対応をお願いします。

情報更新の報告については、倉敷市障がい福祉課事業所指導室から改めて、メールでお知らせします。

令和6年3月8日

指定障害福祉サービス事業所管理者 様  
障害者支援施設管理者 様  
指定障害児通所支援事業所管理者 様  
相談支援事業所管理者 様

倉敷市障がい福祉課 事業所指導室

令和6年4月以降の報酬算定に係る手続等について

本年4月に予定されている報酬改定に当たり、報酬改定の内容を含め各事業所等において4月以降の体制等を確認し、令和6年4月1日を異動日とする体制届を提出する場合は次のとおり行ってください。また、虐待防止措置については別紙チェックシートを作成しましたので、全ての項目が実施できていることを必ず確認しておいてください。

なお、期限を過ぎて提出された場合は、受付日に応じて6月1日以降の異動日となりますのでご注意ください。また、今後国から示される通知等により、本件に係る取扱いを変更する可能性がありますのであらかじめ御了承ください。

記

- 1 提出期限  
就労継続支援A型以外 令和6年4月15日(月)必着  
就労継続支援A型 令和6年4月30日(火)必着  
※従来の加算等で、令和6年4月1日を異動日とするものを含む。
  - 2 提出書類(カッコ内は障害児に係るもの)
    - (1) 介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書  
(障害児通所給付費及び障害児入所給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書)
    - (2) 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表  
(障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表)
  - 3 その他
    - (1) 各加算に係る届出書及び添付書類については、今後国から示された時点で、提出期限とともに通知します。
    - (2) 令和6年5月1日以降を異動日とする体制届の提出期限は、通常どおり前月15日となりません。  
(例) 異動日：令和6年5月1日 提出期限：令和6年4月15日 (A型は30日)  
異動日：令和6年6月1日 " : 令和6年5月15日
    - (3) 体制等に関する届出書の提出後に、事業所において届出の要件を満たさないことが明らかになった場合には、速やかに体制の変更届を提出してください。

## 業務継続計画の策定チェックシート

令和6年度から義務化される業務継続計画が未策定の障害福祉サービス等事業所については、令和6年度から「業務継続計画未策定減算」の対象（一部経過措置が適用）となります。本シートにより、令和6年3月31日までに次の項目が実施できていることを必ず確認してください。

ただし、訪問・相談系のサービスについては、令和7年3月31日までの間に限り、減算を適用しない経過措置が設けられています。

★実施している項目にしてください。

チェック項目 (虐待防止措置)	チェック欄
1 感染症や非常災害の発生時において、利用者（利用児）に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定しているか。	<input type="checkbox"/>
2 当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>
3 次の①及び②のいずれも行っているか。（令和7年3月31日までの間の経過措置） ①感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備 ②非常災害に関する具体的計画の策定	<input type="checkbox"/>

※令和7年3月31日までの間は、3の①及び②を行っている場合には、減算が適用されません。

※未実施状態の項目については、早急に改善してください。

※1及び2（若しくは3の①及び②）の項目を実施している場合の届出は、不要です。

## 虐待防止措置チェックシート

令和4年度から義務化された虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス等事業所については、令和6年度から「虐待防止措置未実施減算」の対象となります。本シートにより、令和6年3月31日までに全ての項目が実施できていることを必ず確認しておいてください。

★実施している項目にしてください。

	チェック項目 (虐待防止措置)	チェック欄
1	虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図っているか。(年に1回以上)	<input type="checkbox"/>
2	従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施しているか。(年に1回以上)	<input type="checkbox"/>
3	1と2を適切に実施するための責任者を置いているか。	<input type="checkbox"/>

※未実施の項目が1つでもある場合は、減算適用となり体制届の提出が必要です。

※未実施状態の項目については、早急に改善してください。

※すべての項目を実施している場合の届出は不要です。

## 身体拘束廃止チェックシート

令和4年度から義務化された身体拘束等の廃止・適正化対策措置を未実施の障害福祉サービス等事業所について、令和5年度から「身体拘束廃止未実施減算」の対象となり、令和6年度からは減算適用について体制の届出が必要となります。本シートにより、令和6年3月31日までに全ての項目が実施できていることを必ず確認しておいてください。

★実施している項目にしてください。

	チェック項目 (身体拘束等の廃止・適正化対策措置)	チェック欄
1	やむを得ず身体拘束等を行う場合※には、その態様及び時間、その際の利用者（利用児）の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 ※身体拘束等を行っていない場合には、チェック欄に <input checked="" type="checkbox"/> してください。	<input type="checkbox"/>
2	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っているか。（年に1回以上）	<input type="checkbox"/>
3	身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。	<input type="checkbox"/>
4	従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。（年1回以上）	<input type="checkbox"/>

※未実施の項目が1つでもある場合は、減算適用となり体制届の提出が必要です。

※未実施状態の項目については、早急に改善してください。

※すべての項目を実施している場合の届出は不要です。

# 倉敷市問い合わせ先

	担当事務	連絡先
保健福祉局 指導監査課	指定障害福祉サービス事業者・障害児通所支援事業者（給付費の算定及び取扱いに係る部分を除く。）の指導監査に関すること。	TEL 086-426-3297 FAX 086-426-3921 メールアドレス wlfsc1@city.kurashiki.okayama.jp
社会福祉部 障がい福祉課 事業所指導室	指定障害者福祉サービス事業者・障害児通所支援事業の指定等各種届出に関すること。 地域生活支援事業（日中一時支援等に係る申請（支払い業務は除く）に関すること。	TEL 086-426-3287 FAX 086-421-4411 メールアドレス wlfdsb-buguof@city.kurashiki.okayama.jp

## ■障害福祉サービス事業者・施設への通知についての電子メール活用

- ・今後一度に多数の事業所に対して通知等を行なう場合、迅速な通知を行うため、記載いただいた事業所のメールアドレスあてに配信させていただきますので、ご承知願います。
- ・なお、他のアドレスへの配信を希望される場合やアドレスを変更された場合、新たにアドレスを取得されメールでの配信を希望される場合は、速やかに障がい福祉課事業所指導室まで連絡をお願いします。

## ■障がい福祉サービス提供事業所向け各種様式

- ・倉敷市ホームページに各種様式を掲載しておりますので、ご確認ください。

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/10725.htm>